

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成13年8月

証券取引等監視委員会

委員長 高橋 武生

## 凡 例

証 取 法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
設 置 法	金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）

# 目 次

はじめに

監視委員会の活動状況

第 1 章 組 織

第 1 監視委員会

第 2 地方の事務処理組織

第 2 章 犯則事件の調査・告発

第 1 概説

第 2 犯則事件の調査・告発実績

第 3 章 検 査

第 1 概説

第 2 検査基本方針及び検査基本計画

第 3 金融庁の行う金融機関等検査との連携

第 4 検査実績

第 5 証券会社に対する検査結果の概要

第 6 登録金融機関に対する検査結果の概要

第 7 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

第 4 章 勧 告

第 1 概説

第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

第 5 章 建 議

第 1 概説

## 第2 建議の実施状況

## 第6章 取引審査

### 第1 概説

### 第2 取引審査実績

## 第7章 監視活動・機能強化への取組み等

### 第1 証券会社に係る検査マニュアルの策定

### 第2 新たな金融商品への対応

### 第3 インターネット取引への対応

### 第4 一般からの情報の受付

### 第5 海外の証券規制当局との連携

### 第6 監視体制の充実

### 第7 平成13検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

## 関係機関の活動状況

## 第8章 金融庁長官の行う金融機関等の検査

### 第1 概説

### 第2 検査基本方針及び基本計画に関する提言

## 第9章 自主規制機関の行う公正確保業務

### 第1 監視委員会と自主規制機関との関係

### 第2 日本証券業協会の活動状況

### 第3 証券取引所の活動状況

### 第4 金融先物取引業協会の活動状況

### 第5 東京金融先物取引所の活動状況

おわりに（投資者の皆様へ）

## はじめに — 公正な市場を求めて —

### 1 証券取引等監視委員会とは

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に発足した機関である。

当時、いわゆる証券不祥事の発生を契機に、証券行政について、裁量を排した、より透明なルールに基づく事後監視型の行政への転換と、証券会社等の監督とルールの遵守を監視する役割との分離が求められることとなった。その中で監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、証券会社等に対する検査や日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場を構築するための中核的役割を果たしていくことが任務とされた。

その後、金融行政の在り方全般の見直しの中で、平成10年6月に総理府の外局として金融監督庁が発足し、同時に、監視委員会の果たす中立的、客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は従来 of 体制のまま大蔵省から金融監督庁に移管された。

その後、同年12月の金融再生委員会の発足に伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管され、平成12年7月には全体の省庁再編に先駆けて金融庁が発足した。さらに、監視委員会は、平成13年1月、中央省庁再編に伴い金融再生委員会が廃止され、内閣府の外局として発足した金融庁に従来の体制のまま移管され、今日に至っている。

このような金融行政機構の見直しのもとで、金融システムの抜本的

な改革が進み、証券分野においては証券会社の免許制から登録制への移行、取引所集中義務の撤廃、株式委託手数料の完全自由化、銀行の証券子会社の業務範囲の制限撤廃等の措置が実施された。

また、マーケットのグローバル化などを背景に、内外の市場間競争が活発化し、わが国においても、新たな新興市場として東京証券取引所にマザーズ市場、大阪証券取引所にナスダック・ジャパン市場が開設されている。さらに、市場外取引や電子情報技術を利用したPTS（私設取引システム）といわれる私設市場における取引も始まり、マーケットの多様化が進んでいる。また、広島、新潟、京都の証券取引所が閉鎖される一方で、平成13年4月には大阪証券取引所が、これまでの会員制組織から株式会社組織へ衣替えをするなど、新たな取組みもみられる。

このようなマーケットを取り巻く環境の変化の中で、EB（他社株券償還特約付社債券：Exchangeable-Bond）等の新たな金融商品の取引に関して、ボーナスクーポンの支払を免れるような株価水準にまで株価を下落させた事例や商品の重要な特性について誤解をさせるような勧誘が行われた事例などが認められている。

このように監視委員会が、その対象とすべき取引は複雑化・広域化しており、これに伴い、マーケットに対する投資者の信頼を確保するために果たすべき役割は益々重大になってきている。

本公表の対象期間（平成12年7月1日から平成13年6月30日まで、以下同じ）における活動の詳細は各章で詳述するが、まず、監視委員会が現在の環境下で、こういった問題意識の下で、何を重点に対処してきたかについて、以下概説する。

## 2 活動の重点事項

### (1) ルール違反への厳正な対応

公正・公平なマーケットを維持していくためには、ルールの違反者に対して厳正なペナルティーを課すことにより、投資者にマーケットが適切に運営されているという信頼感を醸成することが重要である。したがって、犯則事件に対する徹底した調査は、監視委員会の最も重要な責務の一つである。

本公表の対象期間には、東天紅株に係る風説の流布等の嫌疑、アイカ工業株に係る相場操縦の嫌疑、武藤工業株に係る内部者取引（インサイダー取引）の嫌疑で強制調査（関係各所の搜索及び証拠物件の差押え）を実施するとともに、内部者取引について2件、相場操縦について1件、風説の流布等について1件、大量保有報告書不提出について1件、計5件について、証取法違反に当たるとして検察官に対して告発を行った。

この結果、監視委員会が発足以来9年間に行った告発は、内部者取引13件、損失補てん7件、風説の流布3件、相場操縦4件、有価証券報告書等の虚偽記載等6件、偽計による取引2件及び大量保有報告書の不提出1件、合計36件となっている。

## (2) 証券会社等の検査

市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、マーケットの担い手である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請される。そのため、監視委員会は、証券会社等の市場ルール等の遵守状況等について検査を行っており、本公表の対象期間に、国内証券会社82社、外国証券会社14社及び登録金融機関3社に対して検査に着手し、前検査事務年度着手分を含め、検査が終了した97社のうち62社に対して問題点を指摘した。

検査結果をみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為が多く認められたほか、作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為や特別の利益を提供することを約束し

て勧誘する行為などが認められた。また、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められた。これは役職員の法令遵守意識の欠如や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。証券会社の役職員は、法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、証券会社は効果的な内部管理体制の充実・強化に努める必要がある。

検査や犯則事件の調査の結果、証券会社及びその役職員に重大な法令違反が認められた34件について、行政処分を行うよう内閣総理大臣（平成13年1月5日以前は金融再生委員会）及び金融庁長官に対して勧告を行った。

### (3) 効果的な市場監視

マーケットでは日々膨大な数量の取引が行われている。この中から不公正な取引を時機を失せずに見つけていくためには、情報の効果的な収集と的確な分析が不可欠である。このため、監視委員会では、自ら株価動向等のチェックを行うほか、自主規制機関との緊密な連携や一般からの情報収集にも力を入れている。

本公表の対象期間には、価格形成に関する取引審査62件、内部者取引に関する取引審査190件、その他風説の流布等の観点からの取引審査13件の合計265件につき取引審査を行った。

### (4) 情報化・国際化への対応

情報通信技術の急速な進展は、インターネットの普及に象徴されるように、取引の手法や情報の媒介手段に大きな影響を及ぼしている。こういった状況に対応するため、監視委員会においては、インターネットのホームページに書き込まれる様々な情報を監視するため、インターネット巡回監視システム（SCAN-IPSS）を活用し、インターネット上の情報を効率的に収集する体制を整えている。

また、マーケットのグローバル化により、取引の全容を把握する



ためには、外国の規制当局との情報交換が不可欠となる場合も少なくない。このため、証券監督者国際機構（IOSCO）等の場を通じて、多国間での各国の規制当局との連携強化を図るとともに、非公開情報の交換など二国間ベースの連携強化を目的として覚書（MOU：Memorandum of Understanding）の締結への努力も続けている。

### 3 信頼される市場のために

わが国経済の再生・発展のためには、間接金融からマーケットを中心とした直接金融への移行が必要であり、とりわけ個人投資家がマーケットに積極的に参加することが必要であるとされている。そのためには、投資者のマーケットに対する信頼感を育成することが重要であり、監視委員会に課せられた使命は重い。

したがって、今後ともマーケットの公正性を損ねるような証券犯罪の一扫を目指して犯則事件の調査に努めるとともに、個人投資家の利益を犠牲にして自らの利益を求めるような悪質な市場仲介者に対しては、厳正な態度で対処する。また、個人投資家のニーズや社会的な問題に対して的確に応えられるように努め、活動内容の広報についても各種報道機関や監視委員会のホームページを通じて、引き続き情報公開を進めたい。

マーケットの構造が急速に変貌し、取引の内容や仕組みが複雑化、多様化している今日、投資者のマーケットに対する信頼が一層確保されるよう、更なる努力を重ねる決意である。

なお、今回の公表にあたり、監視委員会の活動内容に加え、広く投資者の皆様にご留意して頂きたい事項を「おわりに（投資者の皆様へ）」として、本文編の最後に掲載するとともに、今般の高橋委員長就任にあたっての談話を附属資料編の冒頭に掲載したので、ご一読願いたい。

## 監視委員会の活動状況

# 第1章 組 織

## 第1 監視委員会

監視委員会は、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、その事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

監視委員会の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

監視委員会は、平成13年7月20日以降4期目に入っており、委員長に高橋武生、委員には川岸近衛及び野田晃子がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

監視委員会の事務局は、事務局長及び次長の下に総務検査課及び特別調査課の2課で構成されており、定員は、平成13年度予算において証券取引検査官9人、インターネット審査官2人及び情報公開担当課長補佐1人の増員が認められ、計122人となっている。

(注)このほか、定員削減1、金融研究研修センター設立に伴う局間定員振替減1がある。

(1) 総務検査課は、検査官室、取引審査及び総括の3部門に分かれる。

検査官室は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社等の

検査を行う。

取引審査部門は、証券取引等の公正確保のために日常的な市場監視を行う。

総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や内閣総理大臣、金融庁長官等に対する勧告・建議に係る事務などを行う。

(2) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務省財務局長、財務支局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という）の下に、監視委員会が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、平成13年度予算において証券取引検査官4人及び証券取引審査官1人の増員が認められ、計143人となっている。

検査及び取引審査については監視委員会の委任を受けて（注）、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けて、財務局長等がそれぞれ行っている。

（注）監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会自らその権限を行使することができる）。

## 第2章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概説

#### 1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査の目的は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、監視委員会の設置に伴い設けられたものである。

また、証券会社等に対する検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条）と裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条）とがある。

#### 2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第14条）で定められている。主なものとしては、証券会社を対象とする損失補てん

のほか、発行会社を対象とする有価証券報告書の虚偽記載、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦、内部者取引などがある（附属資料 1 - 5 の 2 の(2)参照）。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を監視委員会に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第119条）、監視委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第122条）。

## 第2 犯則事件の調査・告発実績

### 1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、東天紅株に係る風説の流布等の嫌疑、武藤工業株に係る内部者取引の嫌疑、アイカ工業株に係る相場操縦の嫌疑により、それぞれ犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行った。

### 2 告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引につき2件、相場操縦につき1件、風説の流布につき1件、大量保有報告書の不提出につき1件の計5件について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発を行った。その概要は以下のとおりである。

なお、関係条文は犯則行為時点のものである。

#### (1) プレナス事件（内部者取引）

監視委員会は、プレナス株に係る内部者取引が証取法違反（第

166条第3項、会社関係者等の禁止行為)に当たるとして、平成12年11月28日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、プレナスの取締役から、プレナスがダイエーからほっかほっか亭の発行済株式総数の約82%を買い取ることを決定した旨の重要事実の伝達を受け、この重要事実の公表前にプレナスの株券を買い付けた上その公表後に、これを売り付けて利益を得ようと企て、平成11年3月25日、同社株式1000株を代金239万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成12年11月28日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。同日、東京簡易裁判所において罰金50万円、追徴金約158万円の略式命令が出され、同裁判は確定した。

(2) 東天紅事件(その1 風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)

監視委員会は、東天紅株に係る風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出が証取法違反(第158条、第27条の23第1項、風説の流布の禁止、重要な事項に虚偽の記載のある大量保有報告書を提出する行為)に当たるとして、平成12年12月4日、犯則嫌疑者4人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、東天紅株について公開買付けの発表をすれば同株の価格

を急騰させることができると考え、Bらと共謀して、以下のとおり、風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出を行った。

Aは、Bら3名と共謀の上、東天紅株の相場の変動を図る目的をもって、Bが同株券を取得した事実はなく、また、公開買付けする意思がないにもかかわらず、平成12年2月17日、東京証券取引所内兜倶楽部に宛てて、「私ことBは、...公開買付けの発表をする運びになった。」「東天紅の株式523万8000株を取得し、...東天紅を訪問したところ、取締役が一人も会わないのは株主軽視であるので、公開買付けで決着をつけることを決意した。」旨記載した内容虚偽の文書を送信して発表し、もって風説を流布した。

A及びBは、共謀の上、平成12年2月2日、Bが同月1日に同株券523万8000株を取得して大量保有者になった旨の虚偽の記載をした大量保有報告書を提出し、もって、重要な事項に虚偽の記載のある大量保有報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成12年12月4日、被告発人4人について公訴の提起が行われた。B、CことD、Eの3人については、同日、東京簡易裁判所において罰金50万円の略式命令が出され、同裁判は確定した。Aについては東京地方裁判所において公判係属中。

### (3) 東天紅事件（その2 大量保有報告書の不提出）

監視委員会は、東天紅株に係る大量保有報告書の不提出が証取法違反（第27条の23第1項、大量保有報告書の不提出）に当たる



として、平成12年12月4日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、平成9年9月頃から東天紅の株券を他人名義で買い付け、10年2月18日には合計129万5000株を保有するに至り、その株券等保有割合が東天紅の発行済株式総数の100分の5を超える大量保有者になったにもかかわらず、提出期限までに大量保有報告書を大蔵省近畿財務局長に提出しなかった。

〔告発後の経緯〕

平成12年12月4日、被告発人Aについて(2)の事実とともに公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中。

#### (4) 武藤工業事件（内部者取引）

監視委員会は、武藤工業株に係る内部者取引が証取法違反（第166条第1項、会社関係者等の禁止行為）に当たるとして、平成13年3月12日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、公認会計士の専門知識を買われて東京コンピュータサービスの経営企画室参事として企業買収等の業務に従事していたが、平成11年7月頃、武藤工業が、東京コンピュータサービスと業務上の提携を行うこと及び同会社を引受先とする第三者割当増資を行うことを決定したことを知った。そして、これらの重要事実の公表前に武藤工業の株券を買い付けた上、その公表後にこれを売り付けて利益を得ようと企て、同月21日、

22日及び23日の3日間にわたり、武藤工業の株券合計4万2000株を合計約920万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成13年3月12日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。同年5月29日、東京地方裁判所において懲役1年（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約1414万円の判決が出され、同裁判は確定した。

(5) アイカ工業事件（相場操縦）

監視委員会は、アイカ工業株に係る相場操縦が証取法違反（第159条、相場操縦的行為の禁止）に当たるとして、平成13年4月27日、犯則嫌疑者1人を名古屋地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、アイカ工業株につき、平成11年12月15日から12年1月17日までの間、複数名義の口座を用い、

株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的で、引け間際に高指値又は成行注文を行って高値を買い上げるとともに、大量の下値注文を入れて下値を支えるなどの方法により、同株券の株価を606円から680円まで高騰させるなどし、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託を行った。

同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的で、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成13年5月2日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。名古屋地方裁判所において公判係属中。

## 第3章 検 査

### 第1 概 説

#### 1 検査の意義及び対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

監視委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、内閣総理大臣及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の持株会社等	（証取法 第194条の6）
登録金融機関	（証取法 第194条の6）
証券業協会	（証取法 第194条の6）
証券取引所	（証取法 第194条の6）
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	（外証法 第42条）
金融先物取引所及びその会員	（金先法 第92条）
金融先物取引業者	（金先法 第92条）
金融先物取引業協会	（金先法 第92条）

（注）（ ）内の法律条項は、金融庁長官から監視委員会への検査権限の委任規定である。

## 2 検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第9条）で定められている。例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている（附属資料1 - 5の2の(1)参照）。

## 第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうちその検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成12検査事務年度（平成12年7月1日から平成13年6月30日まで）については、平成12年6月23日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成12検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

## 1 検査基本方針

我が国の証券市場は、金融システム改革の諸施策が実施されるなど大きな変革の渦中にある。市場の自由化、国際化が進展し、資金調達者及び投資家の多様なニーズに応えていくことが求められている。この証券市場を健全に発展させていくためには、公正かつ信頼される市場を確立することが不可欠であり、適切な取引ルールの整備とその実効を担保するための監視体制の充実及び取引ルール違反に対する厳正な対応が要請されている。

また、新たな金融商品・証券業務の登場、インターネットを利用した証券取引を専門とする証券会社の参入等もあり、市場仲介者としての証券会社の役割・責任が一段と高まっており、市場ルールに則った適正な営業の確保及び内部管理体制の充実・強化が従来にも増して必要となっている。

平成11検査事務年度（平成11年7月～平成12年6月）の検査結果をみると、私募債に係る特別の利益提供を約した勧誘や債券の募集に関して偽計を用いる行為等、依然として一部の証券会社において重大な法令違反行為が認められている。また、投資信託、外貨建商品の販売時における顧客利益等を軽視した投資勧誘等の営業姿勢上の問題点や、社内管理システムの不十分な活用や役職員の法令等ルールの遵守意識の不足等の内部管理体制上の問題点が認められている。

以上のような状況を踏まえ、平成12検査事務年度（平成12年7月～平成13年6月）における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

### (1) 運営要領

証券市場等における取引の公正の確保を図るために、金融庁

検査部や自主規制機関等と連携しつつ厳正かつ的確な検査を実施することとする。

このため、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに新たな業務内容にも対応した検査手法の向上・開発等を図ることとする。

検査対象会社は、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案して弾力的に選定することとし、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動的な検査を実施する等、より実効性のある検査運営に努める。

## (2) 証券会社等検査重点事項

証券会社等検査では、次の諸点を重点事項とする。

証券取引の公正確保の観点から、法令を中心とした各種市場ルールの遵守状況を最重点事項として多角的に点検する。

営業姿勢面では、過去に指摘されている事項が依然として改善されていないことに鑑み、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、投資勧誘の実情等を的確に点検する。

証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性を十分に点検する。

## (3) 金融先物取引業者等検査重点事項

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を重点的に点検する。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社等検査

- ・ 国内証券会社 77社
- ・ 外国証券会社 10社
- ・ 登録金融機関 3社

(注1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を28支店実施することとする。

## (2) 金融先物取引業者等検査

- ・ 金融先物取引業者 原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

また、平成13検査事務年度（平成13年7月1日から平成14年6月30日まで）については、平成13年6月19日、検査基本方針及び検査基本計画を定めている（第7章第7参照）。

## 第3 金融庁長官の行う金融機関等検査との連携

監視委員会が行う検査と金融庁長官の行う金融機関等検査は、発足以来これまでも必要な連携を行いつつ実施してきたところである。証券市場が大きく変革し、市場仲介者としての証券会社等の役割・責任が高まっている中において、証券会社等に対する検査の重要性は一段と増してきており、監視委員会の行う検査は金融庁長官が行う検査との連携を図り、より効果的かつ効率的な検査の実施に努めているところである。

この結果、平成12検査事務年度においては、監視委員会が行う検査と金融庁長官が行う検査が、同時に同一の会社に着手する検査と



して9社、その他金融庁長官が行う検査と同一のグループ会社に対する検査又は金融庁長官が行う検査と同一の登録金融機関に対する検査として4社実施している。このほか、財務局等において、財務局監視官部門の検査と理財部検査官部門の検査は連携して実施しているところである（附属資料2 - 2の3参照）。

また、平成13検査事務年度の検査方針において、金融庁長官が行う検査と緊密な連携を図っていくことを記述しているところである（第7章第7参照）。

## 第4 検査実績

### 1 検査の実施状況

本公表の対象期間における監視委員会及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

#### (1) 証券会社等検査

監視委員会及び財務局長等が、本公表の対象期間において検査に着手した件数は、証券会社96社及び登録金融機関3機関である。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社9社、外国証券会社14社及び登録金融機関2機関であり、財務局長等が検査に着手したものが国内証券会社73社及び登録金融機関1機関である。

本公表の対象期間において着手したもののうち、国内証券会社73社、外国証券会社13社及び登録金融機関2機関について、本公表の対象期間中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。なお、平成11検査事務年度（平成11年7月1日から平成12年6月30日まで。以下同じ）において着手し、平成11事務年度末までに検査が終了していなかった証券

会社9社については、本公表の対象期間中にすべて検査が終了している。

本公表の対象期間中に検査が終了したもの（平成11事務年度着手分を含む）のうち、重大な法令違反が認められた証券会社のべ33社については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている（第4章参照）。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡し、行政担当部局から被検査会社に対して改善策等の報告を求めている。

(2) 金融先物取引業者等検査

本公表の対象期間においては、証券検査の際、併せて実施している。

別表 検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
証券会社		96社	86社
国内証券会社	77社	82社	73社
監視委員会	} 77社	9社	9社
財務局長等		73社	64社
外国証券会社	10社	14社	13社
登録金融機関	3社	3社	2社
監視委員会	} 3社	2社	2社
財務局長等		1社	0社

(注1) 外国証券会社は、すべて監視委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、財務局長等が単独で支店の検査を実施したものが27支店（うち、検査を終了したものは26支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本公表の対象期間未までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本公表の対象期間における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社100人・日、外国証券会社97人・

日、登録金融機関54人・日となっている。

## 第5 証券会社に対する検査結果の概要

### 1 検査において認められた問題点

本公表の対象期間の証券会社に対する検査は、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検のほか、前回検査における問題点の改善状況の点検を重点事項として実施した。

本公表の対象期間中に検査が終了した97社のうち、62社に問題点が認められた。62社中、53社において市場ルール等違反の問題が認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点が多数認められた。また、前回検査で指摘した問題点については、各社ともおおむね改善されてはいるが、一部の証券会社においては前回検査と同一の問題が再度発生しているものが認められた（附属資料2 - 2の3参照）。

本公表の対象期間においては、平成11事務年度と同様に、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告事案となる重大な法令違反行為が多数把握されているが、これらの多くは役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。こうした実態について証券会社の役職員は法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、証券会社においては内部管理体制の充実強化に努める必要がある。

市場ルール等の遵守状況についてみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為、役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券売買などの法令違反行為や、金銭の貸借、仮名取引の

受託などの自主規制ルール違反行為が多数認められているほか、本公表の対象期間においては、虚偽の表示をする行為、重要な事項について誤解をさせるような表示をする行為、作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為や、特別の利益を提供することを約して勧誘する行為などの悪質な行為も認められた。

営業姿勢の状況についてみると、顧客の利益を軽視してデュアルカレンシー債の他商品への乗換え勧誘をしていた事例、株式の売出しにおいて不適切な営業を行っている事例、投資信託の償還乗換えに際し乗換優遇措置の適用について説明せずに勧誘を行っていた事例など、顧客の利益を軽視した投資勧誘や、誠実かつ公正な業務遂行の観点から問題のある投資勧誘が認められている。

内部管理体制の状況についてみると、各社ともその体制強化のための諸施策を講じてはいるが、必ずしも十分であるとは認められない。例えば、自主ルール違反行為が発生していることを把握しているにもかかわらず、再発防止のための措置をとっていないことからその後においても自主ルール違反行為が発生している事例、内部管理責任者による検証が適切に行われていないことから法令違反行為が長期間看過されている事例、代表取締役が、内部管理統括責任者の進言を無視して、自ら法令違反を行っている事例、証券事故について十分な調査を行わずに法令違反行為はなかったとして事故連絡書を取り下げている事例、などが認められている。これらの事例の発生は、社内管理システムが不備であることやその運用が的確でなく内部管理機能の実効性が十分に確保されていないこと、また、役職員の法令・ルールの遵守意識が欠けていること及びこれに起因する法令の理解不足が要因となっているものと認められる。

本公表の対象期間中に終了した検査（平成11事務年度着手分を含む）の結果認められた問題点を整理すると、以下のとおりである。

(1) 市場ルール等の遵守状況については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

法令違反等で勧告したもの

向い呑み及び呑行為

取引一任勘定取引の契約を締結する行為

委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為

有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為

利益に追加するため財産上の利益を提供する行為

法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況

引受有価証券の親法人等への売却を行う行為

一定の配当の表示

検査を忌避する行為

取引報告書の不交付

内部管理機能の形骸化

役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為

外務員の職務に関する著しく不適當な行為

法令違反であるが勧告に至らなかったもの

顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等へ提供する行為

親法人等との独立を損なう態様での店舗の設置及び電子情報処

理組織の共用

自主規制ルール違反

新規公開株式の需要調査における需要株数の水増し

営業員による無断売買

- ⑳ 営業員による信用取引
- ㉑ 営業員による名義借り
- ㉒ 営業員による顧客との金銭貸借
- ㉓ 営業員限りの広告

- (2) 営業姿勢については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

顧客の利益を軽視したデュアルカレンシー債の他商品への乗換え勧誘

株式の売出しにおける不適切な営業姿勢

投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引

- (3) 内部管理体制については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

社内管理システムの不備及び不十分な活用

役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足

## 2 問題点の事例

検査において認められた上記問題点に関する事例は、以下のとおりである。

- (1) 市場ルール等の遵守状況関係

～ については、第4章で記述する。

顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等へ提供する行為〔証取法第45条第3号に基づく行為規制府令第12

条第7号違反]

顧客の取引及び信用リスクに関する情報を顧客の同意を得ることなく親法人等から受領し、又は親法人等へ提供していた。

親銀行等との独立を損なう態様での店舗の設置及び電子情報処理組織の共用〔証取法第45条第3号に基づく行為規制府令第12条第8号違反〕

親銀行等の職員と混在する座席配置となっているなど独立を損なう態様で業務が一体的に遂行され、また顧客情報についてアクセスすることが可能となっている電子情報システムを共用していた。

新規公開株式の需要調査における需要株数の水増し〔東京証券取引所「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の13第1号、日本証券業協会公正慣習規則（以下「日証協公慣規」という）第2号「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」に関する細則第6条第1項第2号違反〕

営業員が、新規公開株式の募集にあたり実施しているブックビルディングにおいて、顧客に無断で申し込み、また申し込み数量を水増しし、投資者の需要に基づかない申告を行っていた。

営業員による無断売買〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第4号違反〕

営業員が、顧客の同意を得ずに、当顧客の計算により株式の買付けを行っていた。

⑳ 営業員による顧客との共同計算による信用取引〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第7号、第9号違反〕

営業員が、顧客の信用取引口座において、顧客と損益を共にした株式の売買を行っていた。

- ②② 営業員による名義借り〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第13号違反〕

営業員が、顧客の名義を使用して自己の計算に基づく株式の売買を行っていた。

- ②③ 営業員による顧客との金銭貸借〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第17号違反〕

営業員が、顧客の株式の売付代金を借用し、その一部を原資として他の顧客の品受け代金を立て替えていた。

- ②④ 営業員限りの広告〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第20号違反〕

営業員が、自らの営業のための広告資料を作成し、内部管理責任者の審査を受けずに顧客に頒布していた。

(2) 営業姿勢関係

顧客の利益を軽視したデュアルカレンシー（DC）債の他商品への乗換え勧誘

多数の営業員が、他の投資信託及び他社株券償還特約付社債券の販売目標を達成するために、顧客が償還まで保有することを前提に買い付けたDC債について、当該DC債を償還まで保有した場合のリスクについて不適切な説明を行い、当該DC債を売却させるとともに投資信託等を購入させるといった結果的に経済合理性のない乗換えとなる勧誘を行っていた。

株式の売出しにおける不適切な営業姿勢

時価発行増資における株式の売出し期間中において、当該銘柄の株価が大幅に下落している状況にあるにもかかわらず、既に申込みを受けている顧客に対して売出株式を買い付けるよりも店頭市場で買い付けた方が有利な状況にあることの正確な情報を提供せず、事後の約定確認においても正確な株価の状況



を十分説明していなかった。

投資信託の償還乗換えの際の優遇措置（注）の未利用取引

営業員が償還乗換え優遇措置の未利用に係るシステム上のチェック機能を十分理解していないこと、及び管理部門のチェックが不十分なものであったことから、多数の営業員が、顧客に対し乗換え優遇措置についての説明をせずに、これを利用しないことで顧客が本来負担する必要のない手数料を負担させていた。

（注）投資信託の償還（信託期間を延長したファンドを解約した場合を含む）を受けた顧客が、当該償還金の支払を行った証券会社で再度投資信託を購入する場合には、その償還金額に対応する購入口数について手数料なしで購入できる制度。

### (3) 内部管理体制関係

社内管理システムの不備及び不十分な活用

イ 地場出し取引（注）の事実を把握していたにもかかわらず、証券事故の報告を行っていなかったほか、支店長等の関与により、過去の取引についても事前に他社で取引を行うことについて承諾書を差し入れていたように取り繕い、さらに、再発防止のための措置をとっていないことから、その後においても地場出し取引が行われていた。

（注）証券会社の営業員が、所属する証券会社の書面による承諾を受けないで、他の証券会社等に有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと（日本証券業協会規則）。

ロ 管理者による業務の引継状況の把握がなされていないこと、事務フローを検討することなく業務の見直しを行っていること及び内部管理責任者による取引結果のチェックが適切に行われていないことから、法令違反行為が長期間看過されていた。

ハ 目論見書の不交付の防止を目的として有価証券の募集・売出し

にあたり目論見書交付記録の記載を義務付けているが、チェック体制が未整備であるため、一部の交付記録の記載がなかった。

二 償還乗換優遇措置の未利用について、顧客に手数料が返戻可能なことを営業員が十分説明していないのではないかとの問題意識を内部管理部門がもったにもかかわらず、適切な措置を講じていなかった。

ホ 法定帳簿の入力作業の見直しを担当者任せとし、他者のチェックやシステムのテストを行う体制となっていないため、法定帳簿が未作成となっていた。

役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足

イ 法令遵守の励行や内部管理体制の機能強化に率先して取り組むべき立場にある代表取締役が、他の役職員に対して適切な指示を与えないばかりか、有価証券の取扱いに係る社内決定及び内部管理統括責任者による進言を無視し、結果的に自ら法令違反の実行者となっていた。

ロ 本来、不適切行為（誤認勧誘）として事故確認を受けた後に差損金処理すべきものを、顧客の要請に応じ内部管理責任者が差損金処理申請書に虚偽の理由を記し、事務処理ミスとして処理を行っていた。

ハ 証券事故に係る事故連絡書を提出した後、顧客からのクレームの取下げがあったことを受け、証券事故について十分な調査を行わずに法令違反行為はなかったとして事故連絡書を取り下げている。

二 社内ルールにおいて、大口売買の受託や与信枠の拡大については事前に営業責任者の承認を得ることとなっているにもかかわらず、事後の承認で行われているものや、異常な取引については監査部で精査し、内部管理統括責任者へ報告することとなっている

にもかかわらず、取引内容の精査や報告が行われていなかった。  
ホ 法令違反が発生しており、会社が訴訟事件の当事者となりながら、監督当局への報告を行っていなかった。

## 第6 登録金融機関に対する検査結果の概要

登録金融機関に対する検査については、証券会社に対する検査と同様、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検を重点事項として行ったが、一部の登録金融機関において、金融機関側の事務処理ミスに伴う損失の処理に際し、顧客側に損失の負担を求め解決を図っているという不適切な処理が認められた。

## 第7 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査については、証券検査の際に、市場ルール等の遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題は認められなかった。

## 第4章 勸告

### 第1 概説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という）について内閣総理大臣及び金融庁長官に勸告することができる（設置法第20条第1項）。

具体的には、証券会社等の法令違反行為が把握された場合に行政処分等を行うことを求める勸告や、証券会社等の法令違反行為に対して自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勸告などが挙げられる。

また、監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勸告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（同条第2項）。

監視委員会から行政処分等を求める勸告を受けた内閣総理大臣及び金融庁長官は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、証券会社の登録取消し、業務停止などの行政処分等を命じる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等については、その事務が内閣総理大臣から日本証券業協会に委任されていることから（証取法第64条の7第1項）、日本証券業協会は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を命じる。

## 第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

監視委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査及び犯則事件調査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、法令違反等の事実が認められた証券会社及び証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に対して行政処分等を行うことを求める勧告を34件実施している（財務局長等の検査結果に基づくもの22件を含む）。

これらの勧告のうち、証券会社について行政処分を求める勧告を行ったものは18件であり、勧告の対象になった証券会社の役職員は47人となっている。

勧告の対象となった主な法令違反の行為者別・内容別の事実関係と、これに対して金融庁長官等が行った行政処分の内容は、以下のとおりである（詳細は、附属資料2 - 3の3参照）。

### 1 会社の法令違反行為

向い呑み及び呑行為〔証取法第39条及び第129条違反〕

大中証券は、第一営業部部付部長の関与により、平成11年4月12日、同社が買い付けた特定の銘柄の上場株式について、複数の顧客からの買付けの委託注文を受託しながら、証券取引所の会員に取り次ぐことなく、自己が相手方となってこの株式の売買を成立させた。

- ・ 勧告年月日 平成12年8月1日
- ・ 行政処分の内容 第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止4日

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とし

た の「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」、 の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」の事実に係る処分を含む。

取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕

アーク証券の東京支店専任社員は、平成11年7月頃、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年8月3日から平成12年8月3日までの間、取引を受託、執行した。

また、東京支店営業部長は、平成11年11月16日から平成12年7月10日にかけて、顧客との間で、VWAP注文による株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した。

なお、同社は、過去に行われた東海財務局長の検査において、連続して取引一任勘定取引の契約の締結行為が認められ、その都度指摘を受けている。そのような状況下で行われたこれらの行為は、証券会社としての管理監督上の重大な過失により実行されたものであり、会社の行為と認められる。

- ・ 勧告年月日 平成13年6月8日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 全店の全ての業務の停止2日
  - ロ 東京支店の株券の売買に係る受託業務の停止1か月
  - ハ 業務改善命令（責任の所在の明確化、

内部管理体制の充実・強化、役職員等の法令遵守意識の徹底及び再発防止策の策定)

国際証券の大阪支店資産運用部長は、平成12年10月12日から平成13年1月18日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格、又は数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成12年10月13日から平成13年1月19日までの間、取引を受託、執行した。

また、大阪支店資産運用部資産運用一課長は、平成9年7月16日から平成12年12月13日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成9年7月17日から平成12年12月18日までの間、取引を受託、執行した。

なお、同社は、過去に行われた財務局長の検査において、複数回取引一任勘定取引の契約の締結行為が認められ、その都度指摘を受けている。そのような状況下で行われたこれらの行為は、証券会社としての管理監督上の重大な過失により実行されたものであり、会社の行為と認められる。

- ・ 勧告年月日 平成13年6月12日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 全店の全ての業務の停止3日
  - ロ 大阪支店の株券の売買に係る受託業務の停止1か月
  - ハ 大分支店の債券の売買に係る受託業務の停止5日
  - ニ 業務改善命令(内部管理体制を抜本

的に見直し、責任の所在の明確化を図り人事を刷新すること、再発防止策を策定し役職員に周知徹底する方策を講じること、全役職員に対する「法令遵守意識の徹底」に係る研修を実施し内容と結果を報告すること、社内検査の充実・強化を図り定期的に結果を報告すること)

(注)上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為」、 の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」及び の「役職員による検査を忌避する行為」に係る処分を含む。

委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第1項第8号〕

みずほ証券は、平成12年1月から平成13年2月にかけて、自己の計算における株式の売買を担当する者が、顧客からの株式の委託注文の執行も行っていたが、この間、複数の顧客からの委託注文を受け、それらの委託注文に係る売買が全て成立する前に、委託注文と同一銘柄の自己の計算による注文を発注し、多数回にわたり、委託注文に係る価格と同一又は有利な価格での自己の計算による売買を成立させた。

- ・ 勧告年月日 平成13年5月18日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（法令遵守意識の徹底、責任の所在の明確化及び内部管理体制の充実・強化等）



(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「引受有価証券の親法人等への売却を行う行為」に係る処分を含む。

有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第1号違反、外証法第14条第1項で準用〕

大中証券は、第一営業部部付部長の関与により、平成11年4月12日、同社が一定の価格で買い付けた銘柄の株式について、その価格で顧客に付け替えるため、複数の顧客に対し、顧客がその価格よりも安い価格で買付けを行うことが可能であるにもかかわらず、ことさらにその価格の売注文が市場に出されていることを伝え、顧客がその価格で買注文を出さなければ、市場での買付けができないかのような誤解を与える説明を行った。

- ・ 勧告年月日 平成12年8月1日
- ・ 行政処分の内容 第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止4日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「向い呑み及び呑行為」及び「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に係る処分を含む。

エイチ・アイ・エス協立証券は、平成12年2月23日以降、インターネット取引を行っている多数の顧客に対し、顧客の預り残高等について、事実と異なる内容の情報をインターネット取引の画面上に表示した。

- ・ 勧告年月日 平成12年10月6日
- ・ 行政処分の内容 インターネット取引における株券の売買

## に係る受託業務の停止 5 日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「取引報告書の不交付」に係る処分を含む。

ラボ・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ東京支店は、平成11年9月22日、複数の顧客に債券を販売する際、誤って経過利子相当額を含めない取引単価を提示したため、本来全ての顧客と取引単価の訂正について交渉を行うべきところ、取引単価の訂正にあたり、取引額の多い顧客にのみ経過利子相当額を負担させるため、その顧客に対し、取引単価に他の顧客が負担すべき分を含めた経過利子相当額を含んでいるにもかかわらずその説明を行わずに、その取引単価を提示することにより、虚偽の表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年 1月26日
- ・ 行政処分の内容 東京支店の全ての業務の停止30日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「利益に追加するため財産上の利益を提供する行為」及び金融庁長官の検査によって認められた法令違反等に係る処分を含む。

エヌシーエス証券は、平成12年5月、代表取締役社長等の関与により、有価証券取引としてのCPの証書を媒介した際、「約束手形（証券取引法上の有価証券）」等と記載した説明書を作成し顧客に交付したが、その後、CPの証書が証取法上の有価証券に該当しない事実を認識したにもかかわらず、事実を顧客に告げないことにより、虚偽の表示を行った。

また、平成12年7月、代表取締役社長等の関与により、外国法人が発行する譲渡性預金証書（以下「CD」という。）の取引の媒介に際し、オファーシートを作成し顧客に交付したが、

オファーシート上に記載したCDの発行体と認識していた法人が他社に吸収合併され、その名称が既に変更されていた事実を把握したにもかかわらず、その後の複数回にわたる同CDの取引においても、従前同様のオファーシートを交付し続けるなど、重要な事実を顧客に告げないことにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

・ 勧告年月日 平成13年 1月30日

- ・ 行政処分の内容
- イ 本店のCP、CD及び株券の売買に係る受託業務の停止3日
  - ロ 東京支店のCP、CD及び株券の売買に係る受託業務の停止1週間
  - ハ 業務改善命令（役員等の法令遵守意識の徹底、責任ある経営体制の整備及び内部管理体制の充実・強化を図るための具体的方策の策定）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「内部管理機能の形骸化」に係る処分を含む。

日興証券は、平成8年4月から平成9年10月までの間、特定の会社により発行された一連の外国債券を多数の法人顧客に販売している。

その際、一部の銘柄について、債券部外国商品課長及び外国商品課営業員の関与により、投資勧誘資料である外国証券内容説明書等の記載内容の一部に、事実と異なる為替スワップの相手方、債務の弁済順位等の内容を記載し、これを多数の顧客に交付することにより、虚偽の表示を行った。

・ 勧告年月日 平成13年 4月27日

・ 行政処分の内容 業務改善命令（法令遵守意識の徹底、

責任の所在の明確化及び内部管理体制  
の充実・強化)

(注)上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「利益に追加するため財産上の利益を提供する行為」に係る処分を含む。

日本グローバル証券が、平成11年5月から平成12年5月にかけて売出しを行った上場銘柄の株式を対象とする他社株券償還特約付社債券(以下「EB」という。)の複数の銘柄については、EBの条件決定日以降に対象銘柄の株価が下落して、売出期間中において行使価格を大幅に下回る状況となった。

同社は、このようにEBの売出期間中において、対象株式の株価の下落によりEBの設定条件が顧客にとって著しく不利な状況となっているにもかかわらず、EBの勧誘において、EBの投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をしないことにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

また、同社においては、平成12年2月及び5月、上場銘柄の株式を対象とする複数の銘柄のEBの販売に際し、売出期間中に完売できずに売出し残が発生した。この際、対象銘柄の株価の下落により、EBの時価も下落していた。

このような状況下において、同社は、売出し残の減少を図るため、売出期間経過後も継続的にEBを顧客に販売した。

しかしながら、売出期間経過後の販売時において、同社は多数の顧客に対し、適正な取引価格よりも高い売出価格と同じ取引価格を提示することにより、その価格が適正な取引価格であるとの重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

・勧告年月日 平成13年5月22日



(注)上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」、の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」及びの「検査を忌避する行為」に係る処分を含む。

新光証券は、平成12年5月及び7月に売出しを行った上場銘柄の株式を対象とする他社株券償還特約付社債券（以下、E Bという。）の複数の銘柄については、E Bの条件決定日以降、対象銘柄の株価が下落して、売出期間中において転換価格を大幅に下回る状況となった。

同社は、このようにE Bの売出期間中において、対象株式の株価の下落によりE Bの設定条件が顧客にとって著しく不利な状況となっているにもかかわらず、E Bの勧誘において、E Bの投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をしないことにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

また、平成12年7月及び12月、上場銘柄の株式を対象とするE B等複数の銘柄の販売に際し、売出期間中に完売できずに売出し残が発生した。この際、対象銘柄の株価の下落等により、E B等の時価も下落していた。

このような状況下において、同社は、売出し残の減少を図るため、売出期間の経過後も継続的にE B等を顧客に販売した。

しかしながら、売出期間最終日の翌日の販売において、同社は、多数の顧客に対し、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、その価格が適正な取引価格であるとの重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

・勧告年月日

平成13年6月29日

- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定、責任の所在の明確化及び投資者への適切な対応）

特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第2号違反、外証法第14条第1項等で準用〕

大中証券は、梅田支店長の関与により、平成9年6月26日、顧客に対し、同社があらかじめ買い付けていた個別の銘柄の株式について、その買付価格で顧客に付け替えることにより、顧客が時価よりも安い価格でこの銘柄の株式を買い付けることを可能にすることを約束して、株式の買付けを勧誘した。

- ・ 勧告年月日 平成12年8月1日
- ・ 行政処分の内容 第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止4日

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「向い呑み及び呑行為」、の「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に係る処分を含む。

ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド東京支店は、複数の法人顧客（保険会社）からソルベンシー・マージン比率向上のための劣後ローンの供与の斡旋依頼を受けたが、劣後ローン融資を行う金融機関が見つからなかった。このため、平成10年3月及び平成11年3月、支店長、金融商品部部長等の関与により、保険会社である複数の法人顧客に対し、顧客が金融機関から劣後ローンを借り入れると同時に、

劣後ローンの信用リスクに元本等の支払が連動する債券を顧客が取得することにより、劣後ローンの信用リスクを顧客自身に還流させることとなるセットのスキームを提示した。

このような取引スキームは、実質的には、劣後ローンの借入れが、顧客の保険金支払能力の充実にはずながらず、顧客のソルベンシー・マージン比率を見かけ上嵩上げすることとなるものであるが、当支店は、このスキームに基づいて取引を実行することを約して、有価証券取引の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成12年 9月12日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 金融商品営業部及び金融商品トレーディング部の全ての業務の停止 4週間
  - ロ 金銭債権の売買の媒介業務の停止 5日
  - ハ 平成12年11月25日までの間、クレジット・デリバティブ取引の承認申請の禁止
  - ニ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

（注）上記の処分内容は、金融庁長官の検査によって認められた法令違反に係る処分を含む。

シー・アイ・ビー・シー・ワールド・マーケット（ジャパン）インク東京支店は、平成9年11月、法人顧客に対し、この顧客の保有するほとんど無価値の債券に生ずる損失を専ら先送りすることを目的として、顧客の追加資金を導入した上で、この損失を転嫁する新たな債券を取得するスキームを提示し、顧



客が実現損を表面化させないことを可能にすることを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。

また、この際、新たに取得する債券については、顧客が負担した追加資金に、海外にある同支店グループの金融機関が一定額を負担することにより、顧客の追加資金よりも実質価値を高くした債券を取得させるという財産上の利益を提供することも約束して、上記の勧誘を行った。

さらに、平成10年10月、法人顧客の債券の取引に際し、前受金として当座預金口座に入金させ、この債券の取引を実行するために、前受金の預入期間について債券の利息相当額を支払うことをこの法人顧客に対し約束して、この有価証券の取引の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年3月6日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 東京支店金融商品部の全ての業務の停止5日
  - ロ 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、有価証券関連以外のデリバティブ取引業務の媒介及び金銭債権の売買取引の媒介業務の停止5日
  - ハ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

（注）上記の処分内容は、金融庁長官の検査によって認められた法令違反に係る処分を含む。

東京三菱証券は、顧客から買い付けた債券をその顧客の実質親会社に売却する取引を、平成10年6月に約定し、受渡しを完

了させた。

その後、同社は、その有価証券の取引に関し、これらの顧客から、この取引を取引以前の状況に戻す取引の要請を受けた。

同社は、顧客の要請を踏まえ、平成10年7月に顧客に対し、その取引の取消しという形での新たな取引を申し入れて実行した。この取引は、取消しという名目で、実質的に当社が当初の取引における買付顧客から債券を買い戻し、当初の取引における売付顧客に対し売り戻すという、有価証券の取引と認められる。

この新たな取引に際し、同社は買戻価格を当初の売却価格と同値で行い、売戻価格を当初の買付価格と同値で行うことにより、当初の取引で当社が得ていた売買益相当額を顧客に対し提供するとともに、この新たな取引に係る手数料相当額を徴収しないことを約束して、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年5月22日
- ・ 行政処分の内容
  - イ エクィティ部の自己売買に係る業務の停止12日
  - ロ 債券営業部の自己売買に係る業務の停止2日
  - ハ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引」に係る処分を含む。

国際証券は、大阪支店において、平成10年11月、法人顧客から通常では対応不可能な多額の寄付要請を受けたが、同支店長、同支店資産運用部長及び同部資産運用一課長の関与により、この法人顧客に対し寄付を断るに際し、値上がりの蓋然性が高く支店への割当数量が数単位しかない2銘柄の新規公開株式を恣意的かつ特別に配分し、その売買益をもって寄付の代わりとすることとし、同年12月に法人顧客の資産運用担当者に対しその趣旨を申し入れることにより、新規公開株式の買付けを勧誘した。

- ・ 勧告年月日 平成13年6月12日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 全店の全ての業務の停止3日
  - ロ 大阪支店の株券の売買に係る受託業務の停止1か月
  - ハ 大分支店の債券の売買に係る受託業務の停止5日
  - ニ 業務改善命令（内部管理体制を抜本的に見直し、責任の所在の明確化を図り人事を刷新すること、再発防止策を策定し役職員に周知徹底する方策を講じること、全役職員に対する「法令遵守意識の徹底」に係る研修を実施し内容と結果を報告すること、社内検査の充実・強化を図り定期的に結果を報告すること）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」、の「有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行

為」及び の「役職員による検査を忌避する行為」に係る処分を含む。

ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ ノース パシフィック リミテッドは、平成10年1月から6月までの間、東京支店金融商品部副部長の関与により、複数の法人顧客に対し、この顧客の保有するほとんど無価値の償還期日直前の有価証券について、顧客に生ずる損失を専ら先送りすることを目的とした、有価証券の条件変更をさせるスキームを提示し、この顧客が実現損を表面化させないことを可能にすることを約束して有価証券の取引の勧誘を行った。

また、平成7年3月から平成10年6月までの間、東京支店長等の関与により、顧客と投資一任契約をしている注文の発注者である投資顧問会社に対し、注文の発注の見返りに投資助言報酬の名目で金銭の支払いを行うことを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年6月19日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 東京支店金融商品営業部及び金融商品技術開発部の業務の停止3日
  - ロ 東京支店の株券の売買に係る受託業務の停止3日
  - ハ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとな

ることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為〔証券法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第3号違反〕

室清証券は、第一営業部付課長の関与により、平成11年4月9日から平成12年8月18日の間の多数の日にわたって、特定の上場銘柄の株式について、顧客がこの銘柄の株価を引き上げることを意図して、成行又は高い指値等の買付注文により、一連の有価証券の売買取引を行っていることを認識しながら、この一連の買付注文を受託、執行した。

また、顧客の一連の取引の受託、執行において、証券会社としての適切な管理監督を怠っていた。

- ・ 勧告年月日 平成13年3月13日
- ・ 行政処分の内容 イ 本店第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止9日  
ロ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令・諸規則等に対する遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

東京三菱証券は、エクイティ部課長2名の関与により、上場銘柄の株式を対象とする他社株券償還特約付社債券（以下「EB」という。）に関し、その銘柄の株価の水準によりボーナス・クーポン（追加利息）の支払額が判定される日である平成13年1月17日の14時59分から大引けにかけて、同社が負っているEBのボーナス・クーポンに係る一定の金銭の支払義務が回避されることを認識した上で、この銘柄の株式について、この銘柄の株価の終値が一定のボーナス・クーポンの支払判定株価未満となることを意図して、成行又は低い指値の一連の売付注文

を行い、株価を下落させた。

なお、この結果、この銘柄の株価は、ボーナス・クーポンの支払判定株価を下回ることとなり、ボーナス・クーポンの総額約3億6千5百万円が支払われないこととなった。

- ・ 勧告年月日 平成13年5月22日
- ・ 行政処分の内容 イ エクイティ部の自己売買に係る業務の停止12日  
ロ 債券営業部の自己売買に係る業務の停止2日  
ハ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に係る処分を含む。

利益に追加するため財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第3号違反、外証法第14条第1項で準用〕

ラボ・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ東京支店は、平成11年9月22日、複数の顧客に債券を販売する際、一部の顧客について適正な取引単価より低い取引単価で販売することにより、一部の顧客に対し、約850万円の財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日 平成13年1月26日
- ・ 行政処分の内容 東京支店の全ての業務の停止30日

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とし

た の「有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為」及び金融庁長官の検査によって認められた法令違反等に係る処分を含む。

日興証券は、西宮支店運用コンサルタント課長が課内における新規公開株式の顧客への配分を決定する地位にあった中で、同課長の関与により、その担当していた顧客に対し、有価証券取引につき生じた顧客の利益に追加する目的で、平成11年10月1日から10月6日までの間、値上がりの蓋然性が高く支店への割当数量が1単位若しくは数単位しかない複数の銘柄の新規公開株式を恣意的に集中配分することにより、財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日 平成13年4月27日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（法令遵守意識の徹底、責任の所在の明確化及び内部管理体制の充実・強化）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示」に係る処分を含む。

法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号違反〕

三田証券は、法人顧客が行う株式の買入れ消却のための自社株式買付けについて、平成11年8月11日にこの顧客と取次ぎに関する基本契約を締結し、平成11年8月12日から平成12年5月17日までの間、この契約に基づき顧客から自社株式の買付注文を受託執行することにより、この顧客が行う未公表の重要事実

である個別具体的な買付けの決定内容の法人関係情報を知ることになった。

同社においては、法人関係情報を取得した場合は、社内規程に基づき自己売買の禁止等の適切な措置を講ずることとなっているにもかかわらず、そのような措置を講じておらず、さらに、自己売買業務の担当者が法人関係情報に基づく売買の執行担当を兼務する体制となっている。

このような状況下で、自己売買業務の担当者である営業本部長は、平成12年3月27日に、この顧客が自社株式の買付けを行うことを知りながら、自己の計算においてその銘柄の売買を行っており、同社においては、法人関係情報に係る不公正な取引の防止策が十分でない状況で業務が営まれている。

- ・ 勧告年月日 平成13年5月18日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底及び責任の所在の明確化）

引受有価証券の親法人等への売却を行う行為〔証取法第45条第3号に基づく行為規制府令第12条第6号違反〕

みずほ証券は、平成11年8月から平成12年11月にかけて、同証券が引受人となった株式など複数の有価証券について、引受人となった日から6月以内に、同証券の親法人等に対し、引き受けた有価証券の売却を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年5月18日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（法令遵守意識の徹底、責任の所在の明確化及び内部管理体制の充実・強化）



(注)上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為」に係る処分を含む。

#### 一定の配当の表示〔証取法第 171条違反〕

東洋証券は、名古屋支店長の関与により、平成11年7月下旬から平成12年4月21日までの間、複数の銘柄の株式について、不特定かつ多数の顧客に買付勧誘を行うに際し、これらの銘柄の株式に関し、毎年一定額の配当金が供与される旨の表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成12年8月1日
- ・ 行政処分の内容 名古屋支店の株券の売買に係る受託業務の停止2日

#### 検査を忌避する行為〔証取法第 198条の5第8号違反〕

国際証券は、大阪支店における近畿財務局長の検査において、取引一任勘定取引の契約を締結する行為に関し、同支店総務部長、同支店資産運用部長及び同部資産運用一課長の関与により、顧客に対し、検査官に取引一任勘定取引の契約の締結の事実がない旨の虚偽の回答を行うよう依頼した。

さらに、同支店総務部長及び同支店資産運用部長の関与により、特定の顧客の営業担当者に関する検査官の質問に対し、真実は、資産運用部長自身が顧客の担当者であるにもかかわらず、他の者がその顧客の担当者であると回答し、事実を意図的に隠蔽した。

また、同社は、特別の利益を提供することを約して勧誘する行為に関し、執行役員である管理統括部長及び同支店資産運用

部資産運用一課長の関与により、新規公開株式の配分理由に係る検査官の質問に対し、事実を意図的に隠蔽した回答を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年 6月12日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 全店の全ての業務の停止 3日
  - ロ 大阪支店の株券の売買に係る受託業務の停止 1か月
  - ハ 大分支店の債券の売買に係る受託業務の停止 5日
  - ニ 業務改善命令（内部管理体制を抜本的に見直し、責任の所在の明確化を図り人事を刷新すること、再発防止策を策定し役職員に周知徹底する方策を講じること、全役職員に対する「法令遵守意識の徹底」に係る研修を実施し内容と結果を報告すること、社内検査の充実・強化を図り定期的に結果を報告すること）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」、 の「有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為」及び の「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に係る処分を含む。

#### 取引報告書の不交付〔証取法第 205条の2 第 4号違反〕

エイチ・アイ・エス協立証券は、平成12年 2月21日にインターネット取引により多数の顧客から受託した株式の委託注文について、翌日市場において取引が成立したにもかかわらず、顧

客に対して取引報告書を交付しなかった。

- ・ 勧告年月日 平成12年10月6日
- ・ 行政処分の内容 インターネット取引における株券の売買に係る受託業務の停止5日

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした「有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示」に係る処分を含む。

#### 内部管理機能の形骸化

エヌシーエス証券の代表取締役社長は、法令遵守の励行や内部管理体制の機能強化に率先して取り組むべき立場にあるにもかかわらず、他の役職員に対して適切な指示を与えず、自ら法令違反行為(上記参照)の実行者として、有価証券の取扱いに係る社内決定及び内部管理統括責任者等による取引中止の進言を無視して取引を強行するなど、法令遵守意識が著しく欠如している。

また、内部管理統括責任者等についても、代表取締役社長に取引中止の進言はしたものの、最終的には代表取締役社長の意向に従った取引を行うなど、内部管理による牽制機能が働いていない。

このように、これらの法令違反行為に関与した代表取締役社長等には法令諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、同社の内部管理機能は形骸化しており、証券会社としての業務運営上、重大な不備があると認められる。

- ・ 勧告年月日 平成13年1月30日
- ・ 行政処分の内容 イ 本店のCP、CD及び株券の売買に係る受託業務の停止3日

ロ 東京支店のＣＰ、ＣＤ及び株券の売  
買に係る受託業務の停止１週間

ハ 業務改善命令（役員等の法令遵守意  
識の徹底、責任ある経営体制の整備及  
び内部管理体制の充実・強化を図るた  
めの具体的方策の策定）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とし  
た の「有価証券の売買その他の取引に関する虚偽表示等」  
に係る処分を含む。

## 2 役職員の法令違反行為

証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に係る勧告については、以下の法令違反行為が認められた。

取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕

外務員は、顧客との間で、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した（勧告対象12社21人）。

有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第1号違反〕

イ 外務員は、株式の委託注文の執行に際し、誤って受託数量以上の数量を執行し約定が成立したが、顧客への約定連絡に当たり本来顧客に帰属させるべき約定内容とは異なる内容の連絡をした。しかし、その後この連絡内容が誤りであることに気付いたにもかかわらず、これを顧客に告げないことにより、虚偽の表示を行なった（勧告対象1社1人）。

ロ 外務員は、顧客に外国債券の買付けを勧誘した際、元本が保証されていないにもかかわらず、顧客に対する投資勧誘資料に、あたかも元本が保証されているかのような事実と異なる内容を記載し、これを顧客に交付することにより、虚偽の表示を行った（勧告対象2社2人）。

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、実勢を反映しない作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買取引を受託する行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第3号違反〕

イ 外務員は、個別の上場銘柄の株式について、株価を引き下げる目的をもって、顧客から受託した株式の売付注文を利用して又は自己勘定による成行又は低い指値の一連の売付けを行い、株価を下落させた（勧告対象3社5人）。

ロ 外務員は、個別の上場銘柄の株式について、顧客が成行又は高い指値の一連の買付注文により、株価を引き上げる目的をもってしていることを知りながら、一連の注文を受託、執行した（勧告対象1社1人）。

役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第5号違反〕

外務員は、自己の営業成績の向上及び利益追求を図るため、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（勧告対象5社6人）。

損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第3号違反〕

外務員は、顧客の有価証券の売買について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、自己の資金を顧客の口座に入金する方法により、財産上の利益を提供した（勧告対象1社1人）。

外務員の職務に関する著しく不適当な行為〔証取法第64条の5第1項第2号違反〕

イ 外務員は、投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客との間で、取得の申込み又は解約の別、銘柄及び数の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した（勧告対象3社4人）。

ロ 外務員は、顧客から株式の売買の注文を受託する場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら、その後も、注文の受託を行った（勧告対象3社3人）。

ハ 外務員は、顧客の同意を得ずに、顧客の計算により株式の買付けを行った（勧告対象1社1人）。

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料2 - 3の3に掲載した。

## 第5章 建 議

### 第1 概 説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

監視委員会は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

### 第2 建議の実施状況

本公表の対象期間においては、証券会社の検査等の結果、建議を必要とする問題点は認められなかった。



## 第6章 取引審査

### 第1 概説

#### 1 取引審査の意義及び報告・資料徴取の対象

監視委員会は、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、日常的な市場監視活動として取引審査を行っている。これは、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証取法、外証法及び金先法により金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取するなどして、証券取引等を審査するものである。

なお、検査権限と同様、監視委員会に委任された報告・資料の徴取権限についても、その一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

報告・資料徴取の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の持株会社等	（証取法 第194条の6）
登録金融機関	（証取法 第194条の6）
証券業協会	（証取法 第194条の6）
証券取引所	（証取法 第194条の6）
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	（外証法 第42条）
金融先物取引所及びその会員	（金先法 第92条）
金融先物取引業者	（金先法 第92条）
金融先物取引業協会	（金先法 第92条）

（注）（ ）内の法律条項は、金融庁長官から監視委員会への報告・資料の徴取権限の委任規定である。

## 2 取引審査の範囲

取引審査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第9条）で定められている。例えば、相場操縦の禁止、風説の流布の禁止、内部者取引の禁止、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為等についての規定に関するものを審査することとされている（附属資料1 - 5の2参照）。

## 3 取引審査の着眼点及び視点

取引審査は、

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 株価が一定期間、固定的に推移している銘柄
- (3) 対当売買執行前後の株価動向
- (4) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄
- (5) インターネットやダイヤルQ2などの情報
- (6) 一般から寄せられる様々な情報

などに着目し、

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの取引の中に証取法等の法令に触れる疑いのあるものはなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などを重要なポイントとして、実施している。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は随時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

## 第2 取引審査実績

### 1 審査の実施状況

取引審査を実施するに当たっては、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を徴取し、あるいは事情聴取を行い、一定期間、一定範囲の市場取引について詳細な分析を行っている。

本公表の対象期間における審査の実施状況は、以下のとおりである。

(1) 価格形成に関して審査を行ったもの	62	件
着眼点別の主な内訳		
・ 株価が急騰したもの	51	件
・ 株価が固定的に推移したもの	3	件
(2) 内部者取引に関して審査を行ったもの	190	件
重要事実別の主な内訳		
・ 業績予想の下方修正	36	件
・ 新株等の発行	30	件
・ 業績予想の上方修正	21	件
(3) その他風説の流布等の観点から審査を行ったもの	13	件

また、監視委員会、財務局長等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりである。

監視委員会	144	件
財務局長等	121	件

## 2 審査結果の概要

本公表の対象期間において審査した銘柄について、その審査内容を概観すれば、以下のとおりである。

株価形成に関しては、株価が急騰するなど不自然な動きをしたものを中心に、審査を行った。審査の対象とした株価が急騰した銘柄の中には、特定委託者グループにより株価が引き上げられたのではないかと疑われる売買が認められた。

内部者取引に関しては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報を公開することにより株価が大きく変動したものを中心に、幅広く審査を行った。審査の対象とした銘柄には、業績予想の修正や新株発行などを公開したものが多かった。審査の結果、内部者取引の疑いが認められた者には、発行会社の役職員のほか、発行会社の取引先及びその役職員も含まれていた。

その他風説の流布等に関しては、各種の情報により株価が大きく変動したと思われる銘柄の審査の他、他社株券償還特約付社債券（EB）や日経平均株価指数連動債（日経平均リンク債）に連動した株価の動向に着目した審査を中心に行った。

審査の結果、問題が把握され、更に解明を必要とする事案については、臨店等による検査を実施するなど、一層の問題の究明に努めている。

これらの審査活動を通じて、証券市場に対する日常監視は、公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられる。

本公表の対象期間に行った主な審査事案は、以下のとおりである。

### (1) 株価形成に関して審査を行った事案

A 銘柄の株価が新株発行直前から出来高を伴い急騰したが、

その後特定委託者が新株の売却を行っている事実が判明したため、特定委託者が株価を引き上げ、その後株価が一段高となった時点で入手した新株を売り抜いたのではないかと疑いから審査を行った。

B 銘柄の株価が出来高を伴い急騰したが、B 発行会社と関係する特定委託者による株価の買い上がりや、終値関与により株価を引き上げ、B 社株価の時価総額の上昇を図ったのではないかと疑いから審査を行った。

C 銘柄の株式を特定委託者グループが集中して買い付け、反復継続的な株式の買い上がりにより株価を引き上げ、株価が一段高となった時点での高値売却を行ったと疑いから審査を行った。

D 社は E 株式を公開買付けする旨を公開したが、D 社は公開買付け価格を安く抑えるため E 株式の株価を低くしたのではないかと疑いから審査を行った。

F 発行会社は低位株であり通常出来高も過少である中、特段の材料もないにもかかわらず、出来高とともに株価が急騰したため、特定委託者による株価の操作の疑いから審査を行った。

(2) 内部者取引に関して審査を行った事案

G 発行会社は会社更生手続開始の申立てを行ったが、その公表前に、G 発行会社の職員、元職員による売付けがあったことから審査を行った。

H 発行会社は記念増配を行うことを公表したが、その公表前に H 発行会社の関係者の買付けがあったことから審査を行った。

I 発行会社は株式の分割を行うことを公表したが、その公表前に I 発行会社の役員が買付けを行っていたことから審査を行

った。

Ｊ発行会社は民事再生手続開始の申立てを行っているが、その公表前に大量に売付けを行っている委託者がいたことから審査を行った。

Ｋ発行会社は株式の分割及び配当の変更を公表しているが、公表前に取引先の役員の買付けがあったことから審査を行った。

(3) 風説の流布、その他の観点から審査を行った事案

Ｌ社について「仕手筋介入」などの怪文書がいくつかの証券会社に送付され株価が変動していたことから、審査を行った。

Ｍ社を対象としたＥＢについて、評価日の終値が急落していたことから審査を行った。

## 第7章 監視活動・機能強化への取組み等

### 第1 証券会社に係る検査マニュアルの策定

平成12検査事務年度において、監視委員会は、金融庁検査局と共同で、証券会社等に対する検査を行う際の手引書としての証券会社に係る検査マニュアル（以下「証券検査マニュアル」という）を策定した。

具体的には、平成12年8月に監視委員会と当時の金融庁検査部が協調して「証券検査マニュアルワーキング・グループ」を設置し、検討を開始した。その後、同ワーキング・グループでとりまとめた「証券会社に係る検査マニュアル（案）」を公表し、パブリックコメントを経て、平成13年6月14日に監視委員会事務局長通達として、財務局長等へ発出している（附属資料2-2参照）。

証券検査マニュアルを整備・公表することは、監視委員会の検査機能の一層の向上を図るためのほか、証券会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資するものと考えられる。

証券検査マニュアルの構成は、初めに基本的考え方として、検査の目的及び位置付け、検査の基本原則及び証券検査マニュアルの位置付けを記述しており、その後、各項目毎のチェックリスト又はマニュアルにおいて、具体的な項目を記述している。

監視委員会の関連する部分については、基本的に検査官が証券会社の検査を行う際の参考となるべき事項を記述したものとなっている。

なお、本検査マニュアルは、平成13年10月1日以降に着手する検査から適用することとしている（検査マニュアルは、監視委員会の

ホームページにおいて参照することができる)。

また、証券検査マニュアルの通達の発出と合わせて、検査における被検査法人から監視委員会事務局長に対する意見申出制度を導入することとし、平成13年6月14日に監視委員会事務局長通達として財務局長等へ発出した(附属資料2-2参照)。



## 第2 新たな金融商品への対応

### 1 概説

近年、マーケットのグローバル化や長引く低金利の状況下で、高度なデリバティブ技術の応用により組成された新たな金融商品が、個人投資家を対象に販売されるようになってきている。

これらの金融商品については、個人投資家のニーズの多様化に伴い、様々な金融商品が提供されるようになってきているが、それぞれ固有の投資効果が期待されるとともに特有のリスクをも内包している。

こうした中で、本公表の対象期間において、その代表的な金融商品となったEB（他社株券償還特約付社債券）や日経平均リンク債については、監視委員会としても、その勧誘上の問題や対象銘柄の株価形成上の問題について、外部から様々な情報が寄せられたこともあり、こうした証券会社の営業姿勢や株価形成の状況について重点的な取組みを行い、EBについては販売証券会社から報告を求めるとともに独自の調査を実施したほか、検査においてEBの問題に関して法令違反行為の問題が認められた証券会社やその外務員について、行政処分等を求める5件の勧告を行った。

### 2 EBに対する取組み

監視委員会は、日常的なマーケットの監視活動の中で、EBの対象銘柄の評価日の株価に株価形成上の問題が認められたことや個人投資家からEBの勧誘時の問題等について多数の情報提供があったことなどから、こうした証券会社の株価形成や営業姿勢の問題について重点的に検査を実施した。

また、平成13年1月25日には、EBを販売している証券会社に対し、取引審査や検査の有効な資料とするため、EBの販売状況について調査し、報告を求めている（附属資料2-3の4の(2)参照）。

これらの検査の結果、平成13年2月16日には、ユービーエス・ウォーバーグ・ジャパン・リミテッド東京支店及びコメルツ・セキュリティーズ・ジャパン・カンパニー・リミテッド東京支店のそれぞれの外務員について、EBのボーナス・クーポン（追加利息）の支払額が判定される日において、EBの対象銘柄の株価を下落させるために顧客の委託注文を利用して行った「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引」の法令違反行為が認められたとして外務員の処分を求める勧告を行った（附属資料2-3の3参照）。

また、平成13年5月22日には、東京三菱証券について、EBのボーナス・クーポン（追加利息）の支払額が判定される日において、EBの対象銘柄の株価を下落させるために自己勘定で行った「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引」の法令違反行為が認められたとして証券会社の行政処分等を求める勧告を行った（附属資料2-3の3参照）。

さらに、平成13年5月22日に日本グローバル証券、6月29日には新光証券について、EBの売出し時等の勧誘行為が「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」の法令違反行為に当たるとして証券会社の行政処分等を求める勧告を行った（附属資料2-3の3参照）。

### 3 新たな金融商品に対する取組み

監視委員会は、EBのほか日経平均リンク債やその他の新たな金融商品などマーケットや投資者の保護に影響を及ぼす可能性が認め

られる金融商品の勧誘行為等について、様々な情報の収集に努めるとともに、検査や取引審査などの日常的な市場監視活動の中で、適宜、マーケットの関係者からのヒアリングや機動的な検査・調査を実施するなど、証券取引の公正の確保のため、日頃から厳正な監視に努めている。

さらに、平成13検査事務年度においても、EBの勧誘に係る営業姿勢やこれに関連する株価形成上の問題については、検査の重点項目の一つとして取り組むこととしている（第7章第7参照）。

## 第3 インターネット取引等への対応

### 1 概説

近年の情報通信技術の急速な発達に伴い、その象徴的な存在であるインターネットは、わが国においても利用者が急激に拡大しており、膨大な数の様々なホームページが開設されるなど、新たな情報伝達手段として普及してきている。

また、平成11年10月の株式売買委託手数料の完全自由化を一つの契機として、インターネットを利用した証券取引が増加していることから、インターネットを利用した不公正取引に対する監視活動の重要性が高まってきている。

こうした証券取引に係る環境の変化に対して、監視委員会としては、平成13年度の定員においてインターネット審査官2名の設置が認められるなど体制の充実に努めるとともに、日常的にインターネット上の各種の掲示板及びホームページ等で発せられる様々な情報の収集、内容の分析を行い、また、証券会社の検査においてもインターネットを利用した取引の実態を検証することとしている。

### 2 インターネット取引を扱う証券会社への検査

近年、インターネットを利用した証券取引の利便性などから、顧客数や取引高も増加しており、マーケットにおけるインターネット取引の影響度も大きくなってきている。

監視委員会は、インターネット取引を扱う証券会社に対しても検査を実施しており、その取引の実態や証券会社における取引管理など内部管理上の問題を中心に検査を実施してきたところである。

こうした検査の中で、平成12年10月には、インターネット取引に

係るシステム障害に起因する証券会社の顧客への不十分な対応により、実際に約定が成立した一部の顧客の取引についての「取引報告書の不交付」の法令違反行為が認められ、また、これらの顧客についてインターネット画面上に約定結果等について誤った表示を行うなど「有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為」の法令違反行為が認められたとして行政処分等を求める勧告を行っている（附属資料2 - 3の3参照）。

### 3 インターネット・サーフ・デイ

インターネットは、証券市場に大きな変革をもたらし、投資者にとっては豊富な情報をより容易に入手できるなどのメリットがある一方で、市場における不正行為に対しても新たな手段や機会を与えるものである。また、インターネットは、瞬時に世界のあらゆる所へ情報が発信されるものであるため、一国だけでは十分な対応が困難であり、国際的に連携した監視活動が重要である。

このような問題意識の下、監視委員会を含めたIOSCO（証券監督者国際機構）の「法務執行及び情報交換に関する常設委員会」は、平成12年に引き続き、平成13年4月23日に「第2回インターネット・サーフ・デイ」を計画・実施し、国際的に連携して一斉にインターネット上の証券取引に係る不正行為の実態把握を行った。

平成12年の第1回サーフ・デイには21の証券当局が参加したのに対し、第2回サーフ・デイに際し広く参加を呼びかけ、41の証券当局が参加した。

この結果、41機関全体では、約27,000サイトについて実態把握を行い、そのうち約2,400のサイトについて、今後、各国当局の監視対象とすることとなった。

監視委員会においては、1,888サイトについて実態把握を行い、

21サイトを継続監視が必要なサイトとしてIOSCOに報告した。そのうち、無登録証券業など、金融庁の所掌に属するものは金融庁の関連部局に通知し、さらに、クロスボーダー取引が関連し、外国証券当局への通知が適当と考えられるサイトについては、それぞれの外国当局に情報提供を行った。

#### 4 インターネット巡回監視システム

証券取引に関して、インターネットのホームページ上に相場の変動を意図した悪質な情報が流される可能性も増大している。

監視委員会においても、これらの膨大な数のホームページを数名の担当でチェックするには限界があるため、「インターネット巡回監視システム」(IPS: Internet Patrol System)を開発し、効率的な監視を行うことに努めている。

このシステムは、あらかじめ選定した特定のホームページを自動的に・定期的に巡回して情報を収集・蓄積し、その中から必要に応じて、特定の銘柄等についての検索ができるというものである。これにより、日々更新され、増大するホームページの情報収集の効率化を図っている。

## 第4 一般からの情報の受付

### 1 情報の受付体制

一般から監視委員会に寄せられる電話、来訪、文書（ファクシミリを含む）又はインターネット等による情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、発足以来、情報受付体制の整備を図り、積極的にこれらの情報を受け付けている。

### 2 情報の受付状況

監視委員会が本公表の対象期間において投資者等から受け付けた情報は1,356件で、年間1,000件を超えたのは発足以来初めてである。前事務年度と比べても約7割の増加となっている。

内訳としては、インターネット606件、電話390件、来訪64件、文書205件、金融庁や財務局等から回付を受けたものが91件となっている。情報の内容としては、個別銘柄に関するものが671件、証券会社の営業姿勢に関するものが356件、その他意見等が329件となっている。

情報の中で、個別銘柄に関するものでは、相場操縦の疑いが最も多く、次いで風説の流布の疑い、内部者取引の疑いとなっている。また、証券会社の営業姿勢に関するものでは、一任勘定取引、無断売買が比較的多くなっている（別図参照）。

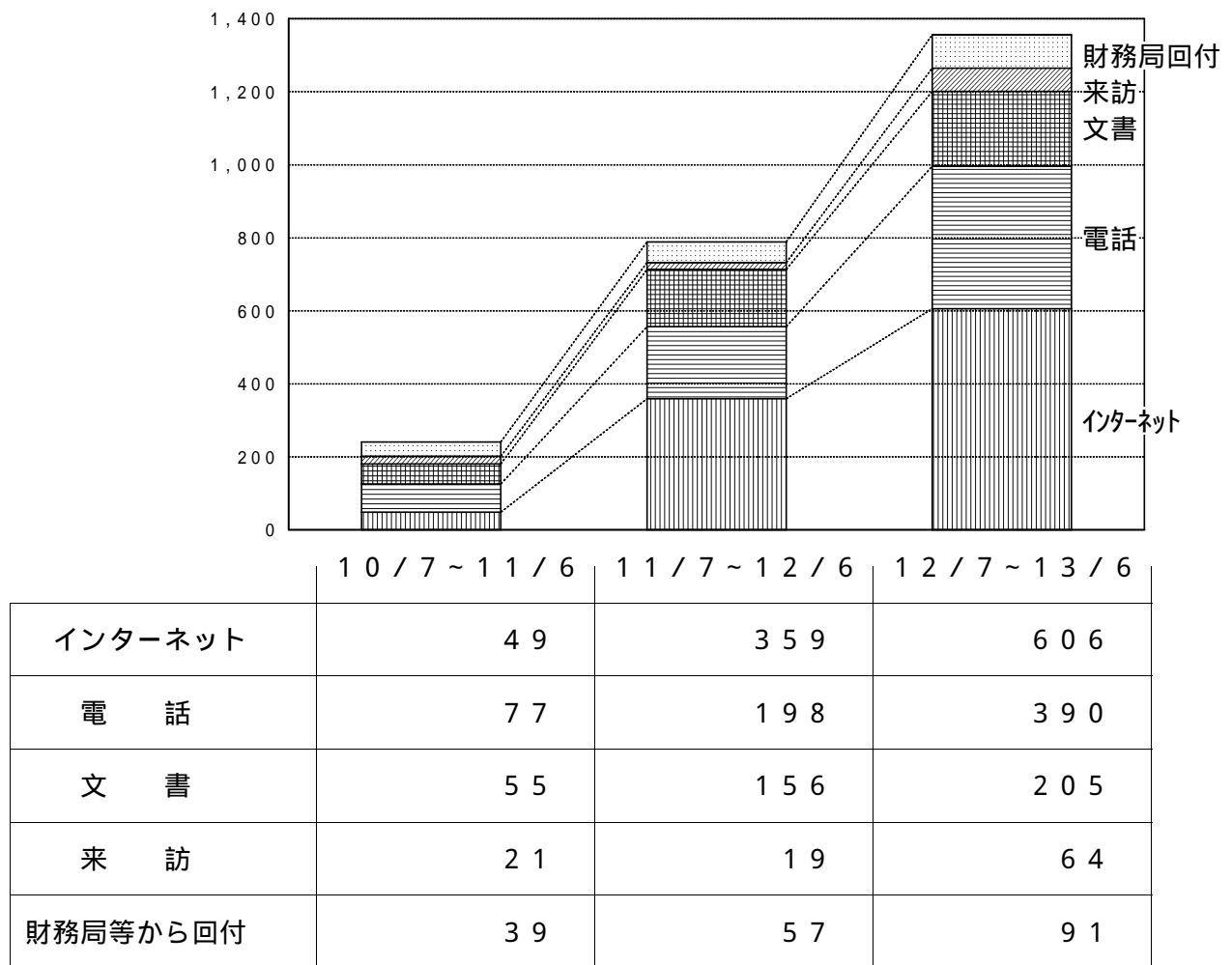
受け付けた情報は、検査、取引審査、犯則事件の調査の各部門又は財務局長等に回付して、それぞれの業務において活用しており、証券会社に対する検査における指摘事項の端緒になったものや、取引審査における重要な情報となったものがある。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブル

に関するもので個別的な紛争解決を求めているものについては、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。



## 情報の受付状況



(注) インターネットによる情報の受付は、平成11年4月から開始した。

## 情報の内訳

	10/7~11/6	11/7~12/6	12/7~13/6
個別銘柄に関する情報	147	385	671
相場操縦の疑い	51	162	317
内部者取引の疑い	32	90	122
有価証券報告書等の虚偽記載等	11	39	85
損失保証・損失補てんの疑い	10	15	8
風説の流布の疑い	29	68	124
その他	14	11	15
証券会社の営業姿勢に関する情報	66	200	356
無断売買	15	16	35
断定的判断を提供した勧誘	5	7	35
顧客の知識に照らして不当な勧誘	3	21	17
取引一任勘定取引契約の締結	7	6	49
大量推奨販売	2	3	5
その他	34	147	215
その他意見等	28	204	329
合 計	241	789	1356

## 第5 海外の証券規制当局との連携

証券取引の国際化の進展に伴い、国境を越えたレベルで、各国市場の公正を害する行為が発生することも多い。このため、国内市場の公正性確保の上でも、法務執行(enforcement)分野における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、監視委員会は、以下のように国際会議をはじめ様々な機会をとらえて各国証券規制当局との間で法務執行に関する意見交換を積極的に行ってきたり、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動を強化していく予定である。

### 1 IOSCO (証券監督者国際機構)

IOSCO (International Organization of Securities Commissions ・証券監督者国際機構) は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、世界の96の国・州・地域から 162機関が加盟している(平成12年12月現在)。監視委員会は平成5年10月にIOSCOに加盟しており、様々なレベルの会議に積極的に貢献している。

#### (1) 年次総会

各国当局の委員長レベルの会合であり、平成13年6月にスウェーデン・ストックホルムで開催された第26回総会に佐藤前委員長らが参加した。

#### (2) 法務執行及び情報交換に関する常設委員会

IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決を提案することを目的として、専門委員会と、その下に5つの常設委員会(Standing Committees)が設置されて

おり、監視委員会は、そのうち法務執行及び情報交換に関する常設委員会（SC4）に属している。

本年度は、SC4において証券当局間の協力による国際的な合同調査の在り方が議論され、また、インターネット上の不正行為の実態把握を国際的に連携して一斉に行う「インターネット・サーフ・デイ（第2回）」が企画された。

### (3) インターネット・タスクフォース

5つの常設委員会の領域をまたぐテーマであるインターネット上の証券活動につき、臨時的な作業部会であるインターネット・タスクフォースが設置され、監視委員会は金融庁と共に議論に参加した。

### (4) アジア太平洋地域委員会

IOSCO内の地域ごとの枠組みであるアジア太平洋地域委員会において、監視委員会の組織・活動に関するプレゼンテーションを行うなどし、経済的にもつながりの深いアジア地域の当局との連携を強化した。

## 2 その他の国際会議・研修

証券当局執行担当者ウィルトンパーク会合（平成13年5月・英国）及び先物規制当局者ボカラトン会合（平成13年3月・米国）などの各種国際会議に参加した。

また、平成13年4月に東京で開催された、アジア開発銀行及びOECD主催の「資本市場に関するラウンドテーブル」において、インターネットを題材としたプレゼンテーションを行った。

## 3 海外証券当局との情報交換協定の締結

証券取引の国際化が進展するに従い、国境を越えて各国市場の公

正を害する行為が発生することが予想されるため、海外当局間の情報交換は必要不可欠である。海外当局と非公開情報の交換を行うためには、金融庁が情報交換の主体となった情報交換協定を外務省などと協議しつつ締結することが必要となる。

監視委員会は、米国・シンガポール・香港を始めとする海外証券当局との情報交換協定の締結交渉に参加し、早期締結に向けて努力している（なお、海外証券当局との情報交換に関する証取法第189条参照）。

#### 4 海外証券当局との二国間交流・協力

国際会議などの場以外でも、海外当局との連携関係構築の見地から、二国間ベースにおいても、公式・非公式を問わず、積極的な意見交換・交流が行われている。

例えば、平成12年10月に、英国金融サービス機構（F S A）のデイビス理事長が佐藤前委員長を表敬訪問し、同年11月には、フランス証券取引委員会（C O B）のプラダ委員長が都内にて佐藤前委員長と会談した。

監視委員会はまた、個別証券業者の日本国内における登録の有無などの情報につき、海外証券当局から問い合わせを受けることも多く、金融庁と協力しつつ適宜対応している。

## 第6 監視体制の充実

### 1 組織の充実

組織面については、より深度ある検査・調査等を実施するため、監視委員会は、発足以来、体制の充実・強化に努めている。

政府として厳しい定員削減に取り組んでいるところであるが、平成13年度においては、急激に変化する証券市場に対応するため検査周期の短縮を図るなど検査機能を充実し、より深度ある検査を実施するため、証券取引検査官13人、インターネットの急速な普及に対応した監視体制を整備するため、インターネット審査官2人及び証券取引審査官1人、情報公開法の施行に伴う事務に対応するため情報公開を担当する課長補佐1人、計17人の増員が認められ（注）、監視体制の充実・強化が図られた。部局別では、監視委員会事務局に10人、財務局等に5人の増員となっている。

（注）このほか、定員削減1、金融研究研修センターの設立に伴う局間定員振替減1がある。

### 2 研修

監視委員会は、平成4年7月に発足した機関であり、これまで検査やオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の資質の向上に努めるとともに、監視手法に係るノウハウの蓄積等を図ってきている。

また、近年、金融システム改革の進展やクロスボーダー取引の拡大及び情報通信技術の急速な発展を背景にマーケットを取り巻く環境が著しく変化してきている。こうした変化に適切に対応するため、職員がより高度な専門知識や技術を習得できるよう、デリバティブ研修や証券取引の電子化に対応するための研修を実施している。

さらに、アメリカの証券取引委員会（SEC）や商品先物取引委員会（CFTC）が主催する外国当局向けのトレーニングプログラムに職員を派遣している。

### 3 証券総合システム（SCAN - System）

証券総合システムは、平成5年以降、証券会社検査、市場監視、犯則事件の調査等に幅広く利用できる総合的なシステムとして開発を行っているものである。

その主な機能としては、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。

#### (1) 証券会社検査系システム

証券会社の各種財務データ、検査結果概要データ等を取りまとめ、証券会社検査に対する分析を行う機能であり、平成7年度から稼働している。

#### (2) 取引審査系システム

内部者取引、株価操縦等の審査の基礎資料作成の過程において、上場銘柄・店頭銘柄で株価が不自然な動きをした銘柄の網羅的な検索、重要事実に関する公表内容や取引内容の検索を可能としている。また、個別銘柄に係る内部者取引審査のための分析機能があり、平成9年から稼働している。

その後も、より機能を充実したものにするため、引き続き開発を進めているが、本公表の対象期間においては、有価証券報告書等の財務内容に関する不正行為（虚偽記載等）の分析作業を効率化及び充実するため、財務内容分析システム（SCAN - STAF）の開発を行った。

また、証券総合システムの支援システムとして平成12年5月に稼

動したインターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）の機能を拡張し、インターネット上の証券に係る情報の監視を充実させている。

証券総合システムは、平成10年10月に、関東、近畿、東海の各財務局に、平成12年10月には、東北、北陸、中国、福岡、沖縄の各財務局等に導入した。平成13年中には残る北海道、四国、九州の各財務局にも順次導入を図る予定である。

## 第7 平成13検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定している。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうちその検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成13検査事務年度（平成13年7月1日から平成14年6月30日まで）については、平成13年6月19日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

### 平成13検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

#### 1 検査基本方針

##### (1) 基本的考え方

我が国の証券市場は、金融システム改革の諸施策の実施、情報通信技術の進展などにより大きな変革の渦中にある。市場の自由化、国際化が進展し、投資者及び資金調達者の多様なニーズに応じていくことが求められている。この証券市場を健全に発展させていくためには、公正でかつ投資者から信頼される市場を確立することが不可欠であり、適切な市場ルール等の整備とその実効性を担保するための監視体制の充実及び市場ルール等の違反に対する厳正な対応が要請されている。

また、他社株券償還特約付社債券（以下「EB」という。）



などの新たな金融商品の登場、インターネットを利用した証券取引を専門とする証券会社の参入、私設取引システム（以下「PTS」という。）運營業務などの新たな証券業務の登場等、個人投資家の保護の観点から重大な関心を持つべき分野が拡大している。このため、市場仲介者としての証券会社等においては、市場ルール等に則った適正な業務の確保及び内部管理体制の充実・強化が従来にも増して必要となっている。

以上を踏まえ、平成13検査事務年度（平成13年7月～平成14年6月）の検査においても、監視委員会の使命に則り証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

## (2) 平成12検査事務年度検査結果

平成12検査事務年度（平成12年7月～平成13年6月）の検査結果をみると、新たな金融商品であるEBに関連して、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、EBの勧誘に際して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、依然として一部の証券会社等において重大な法令違反行為が認められている。なお、インターネット取引に関連した法令違反行為が初めて認められている。

また、個人投資家の利益を軽視した外貨建商品の乗換え勧誘などの営業姿勢上の問題点や、社内管理システムの不備及び不十分な活用、役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足などの内部管理体制上の問題点が認められている。

検査運営においては、被検査法人の負担軽減及び効果的な検査に資するための同時検査の実施等による金融庁検査局との連携強化に努めている。また、各種情報の活用等による機動的な検査を実施しており、その結果において問題点を指摘している事例がある。

平成12検査事務年度においては、金融庁検査局と共同で証券会社に係る検査マニュアル（以下「証券検査マニュアル」という。）を策定・公表している。証券検査マニュアルは、検査機能の一層の向上を図るとともに、証券会社等の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することを目的としている。

### (3) 平成13検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の証券市場をめぐる状況を踏まえ、平成13検査事務年度における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

#### 運営要領

金融庁検査局や自主規制機関等と連携し、証券検査マニュアルを有効に活用しつつ、厳正かつ的確な検査を実施することとする。

また、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに新たな業務内容にも対応した検査手法の向上・開発等を図ることとする。

検査対象会社については、個人投資家等の関心や市場の動きに的確に対応するため弾力的に選定することとし、その際、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案す

る。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動的な検査を実施するなど、より実効性のある検査運営に努める。

#### 検査重点事項

証券会社等検査では、投資者の保護に資するため、次の諸点を重点事項とする。

- (a) 営業姿勢面では、過去に指摘されている事項が依然として改善されていないことに鑑み、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家の保護の観点から、投資勧誘の実情等を的確に点検する。
- (b) 証券取引の公正確保の観点から、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況を最重点事項として多角的に点検する。
- (c) 法令違反行為等の未然防止等の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性について点検する。

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルール等の遵守状況を重点的に点検する。

#### 平成13検査事務年度に取り組むべき課題

##### イ 厳正かつ的確な検査の実施

###### (a) 機動的検査の一層の推進

各種情報を有効に活用し、弾力的に検査計画の見直しを行い当初計画にとらわれない機動的な検査の実施に努める。

###### (b) 金融庁検査局等との連携強化による効果的な検査の実施

金融庁検査局との同時検査の拡充など他機関との連携の強化に努め、相互の機能の有効活用により効果的な検査を実施する。

- (c) 証券検査マニュアルの活用等による効率的な検査の実施  
証券検査マニュアルの活用、的確な業務量の投入及び証券総合システムの活用等により効率的な検査の実施に努める。

ただし、証券検査マニュアルはあくまで検査官の手引書と位置付けられるものであり、証券会社等の規模、業務範囲や特性等を十分に踏まえ、機械的、画一的な検査に陥らないように留意する。

- (d) 登録金融機関に対する検査への業務量の投入

登録金融機関における証券投資信託の取扱量が増大しているなど証券業務の比重が増していることから、登録金融機関に対する検査について相応の人員・期間を充当する。

- (e) 意見申出制度の導入

検査における被検査法人からの意見申出制度の導入により、検査の質的水準の向上及び手続きの透明性の確保に努める。

#### □ 深度ある検査の実施

- (a) E B等の新たな金融商品に関する証券会社等の法令遵守状況、営業姿勢についての重点的な点検

E B等の新たな金融商品について、組成、引受、個人投資家等への勧誘、販売、償還等に関して不適正な行為が行われていないか、また、個人投資家等の利益を軽視した投資勧誘など営業姿勢上の問題点がないか等について重点的に点検する。

(b) インターネット等の高度情報通信技術を利用した取引に係る取引実態の精査

インターネット証券取引、P T S 運営業務による取引等において、不適正な行為が行われていないか等について、取引実態を精査する。

(c) 法令違反行為等の未然防止等の観点からの内部管理体制の点検

法令違反行為等の再発防止・未然防止等の観点から、証券会社等の適切な社内管理システムの整備及びその実効性ある活用の確保のため、法令違反行為等が生じた原因・背景について内部管理体制の踏み込んだ点検、検討を行う。

(d) 検査の専門性の向上

新たな金融商品・証券業務等に関する的確な検査を実施するため、民間の専門家の職員への登用や、専門的な研修の充実等により、検査の専門性の向上に努める。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社等検査

・国内証券会社	8 1 社（うち財務局長等が行うもの 7 3 社）
・外国証券会社	1 1 社
・登録金融機関	9 社（うち財務局長等が行うもの 7 社）

（注 1） 上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

（注 2） 国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を 2 6 支店実施することとする。

(2) 金融先物取引業者等検査

・金融先物取引業者等

原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、証券会社等被検査法人を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、検査の実施数は変動することがあり得る。

## 関係機関の活動状況

## 第8章 金融庁長官の行う金融機関等の検査

### 第1 概説

金融庁長官は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない（旧金融再生委員会設置法第33条第1項）。

この規定は、金融庁長官が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある者の意見を徴することが有益であるとの観点から、金融機関等検査、証券会社等検査（財務の健全性を中心とする検査）及び保険会社等検査に関し、検査の基本方針や検査の基本計画について、監視委員会から意見を聴くことを金融庁長官に義務付け、監視委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

また、金融庁長官は、四半期ごとに、金融機関等の検査の実施状況を監視委員会に報告しなければならず、監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について金融庁長官に建議することができる（同条第2項、第3項）。

平成12検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に関し、建議を必要とする問題点は認められなかった。

なお、旧金融再生委員会設置法第33条の規定は、平成13年1月の中央省庁改革に伴う金融再生委員会の廃止により、金融庁設置法から削除されたため、本公表の対象期間における諮問等が最後のものとなる。



## 第2 検査基本方針及び基本計画に関する提言

監視委員会は、金融庁長官から、金融機関等の検査に係る「平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画」について意見を求められたのを受け、監視委員会としての意見を述べた。

### 1 「平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の内容

平成12年7月25日付で、金融庁長官から示された「平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画」は、以下のとおりである。

#### 平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画

##### ・検査基本方針

金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保をその業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的として、去る7月1日に発足した。

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく公正かつ透明な金融行政を推し進めることにより、預金者等の利便性の向上や保護、信用秩序の維持等を図っていく必要がある。特に、金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続きの透明性が求められており、公正で透明性の高い検査を実施する必要がある。

また、平成14年4月に予定されている、いわゆるペイオフの解禁を控え、より安定的な金融システムを構築するため、効率的な検査を実施する必要がある。同時に、金融技術や情報通信

技術の発達、金融商品における時価評価の導入など、金融環境の急速な変化に的確に対応した実効性の高い検査を実施する必要がある。

こうした課題を踏まえ、平成12検査事務年度（平成12年7月～平成13年6月）においては、以下の点に重点を置きつつ、検査の的確な実施に努めるものとする。

## 1．公正で透明性の高い検査の実施

### (1) 検査マニュアルの整備・充実

金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルの整備に続き、証券検査マニュアルの策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応したマニュアルの整備・充実を図り、検査の透明性の向上に努める。

### (2) 意見申出制度の本格的実施

立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分に議論を尽くすとともに、これを促すため、検査官と金融機関等との間に意見相違が生じた場合に、金融機関等から意見の申し出ができる制度を本格的に実施し、検査の公正性の向上に努める。

### (3) 検査指導官の活用

検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、指導の強化を図ることにより、検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努める。

### (4) 人材育成の充実・強化

検査経験の少ない検査官に対して実地研修を実施するなど、研修の充実・強化を図るほか、金融技術や情報通信技術の発達、金融のグローバル化等に迅速かつ的確に対応するた

め、民間の専門家の登用や海外当局との人材交流等に努める。

## 2. 効率的で実効性の高い検査の実施

### (1) 濃淡ある検査の実施

オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、検査頻度や検査内容について濃淡をつけた効率的・機動的な検査の実施に努める。

### (2) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、各業態を横断的に所管している当庁の特色を生かし、親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点の一体的な実態把握に努める。

### (3) 部門制の充実・強化

検査官の増員、部門の増設による検査体制の拡充に加え、部門毎の業務の継続性を高めることにより、各業態の特色に対応したより専門性の高い検査を実施する。

また、市場関連リスク、システムリスクといった、専門性の高い分野に係るリスク管理態勢の確認にあたっては、必要に応じて専門班を編成し、深度ある検査の実施に努める。

### (4) 内部監査・外部監査の活用

金融機関等の内部監査の有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査の実施を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な実態把握に努める。

### (5) 実効性の高い検査の実施

制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなる金融庁の特色を踏まえ、検査において、経営の問題点を金融機関等に対して的確に指摘するとともに、そ

れが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局や、証券取引等監視委員会等と緊密な連携を維持する。

### 3. 業態別の検査重点事項

#### (1) 信用組合集中検査

本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合については、資産内容等の実態把握を速やかに行うため、平成13年3月末までに立入検査を一巡することを目途として、財務局において集中検査を実施する。

また、財務局の検査の進捗状況等に応じて、本庁検査部に新設された検査応援部門を活用するなど、円滑な検査の実施に努める。

#### (2) 金融機関検査

金融機関検査については、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

特に、主要行、地方銀行、第二地方銀行については、金融監督庁発足後、二巡目の検査になることを踏まえ、前回検査における指摘事項の改善状況について、重点的に確認する。

また、信用金庫については、資産内容等の実態把握のための検査を概ね一巡しているが、残りの信用金庫についても、平成13年3月末を目途として立入検査を一巡する。

さらに、外国金融機関については、担当検査部門の充実に踏まえ、検査頻度や深度の向上に努める。

#### (3) 保険会社検査

保険会社については、平成11年4月から早期是正措置制度が導入されたことを踏まえ、前事務年度において、生命保険

会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に実施したところである。

本事務年度においては、新たに整備された保険検査マニュアルに基づき、保険募集管理などの法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

#### (4) 証券会社等検査

証券会社については、前事務年度に引き続き、資産内容の健全性、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性について、重点的に確認する。その際、必要に応じ、証券取引の公正の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、同時検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努める。

#### ・検査基本計画

##### 1 . 金融機関検査の実施予定数（参考：前検査事務年度実績）

銀	行	50行	59		
信	用	金	庫	75金庫	244
信	用	組	合	255組合	7
	計	380行（金庫・組合）	310		

##### 2 . 保険会社検査の実施予定数

保	險	会	社	10社	23
---	---	---	---	-----	----

##### 3 . 証券会社等検査の実施予定数

証	券	会	社	45社	84		
証	券	投	資	信	託	5社	4
委	託	会	社				
投	資	顧	問	業	者	20社	32

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

## 2 監視委員会が述べた意見の内容

上記の検査基本方針及び基本計画に関し、監視委員会が平成12年7月28日付で述べた意見は、以下のとおりである。

### 平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画について

#### 1. 基本認識

平成10年6月の発足以来、金融監督庁は、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の実現を目指し、信用秩序の維持等を図ってきたところであるが、今後のいわゆるペイオフの解禁等を控え、一層の金融システムの安定性の確立が必要である。

こうした中、本年7月1日に金融庁が発足し、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなったことを踏まえ、貴職の検査が、当委員会及び監督部局等とのより一層の緊密な連携を図り、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応して、機動的かつ総合的な政策の遂行につながるよう期待する。

今般、貴職の示された平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画は、現下の我が国金融システムを取り巻く状況を踏まえた適切なものと考えるが、特に以下の諸点に配意してその実施に当たられたい。

## 2. 特に配意することが望ましい事項

### (1) 公正で透明性の高い検査の実施

証券検査マニュアル等の策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応した検査マニュアルの整備・充実を図り、検査の透明性の向上を図るとともに、立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分議論を尽くすことや、意見申出制度を本格的に実施することは国民に対するアカウンタビリティを高める観点から重要であると考えます。なお、証券検査マニュアルについては、当委員会としても、証券取引の公正の確保の観点からのマニュアルも併せて必要であると考えており、貴職と当委員会が協調して策定することが肝要である。

また、検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、検査の質的向上を図ることや、研修の充実や民間の専門家の登用、海外当局との人材交流に努めることを重要事項とされていることは適切であり、引き続き公正で透明性の高い検査の実施に万全を期されたい。

### (2) 効率的で実効性の高い検査の実施

貴職がオフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、効率的・機動的な検査を実施すること、及びグループ内の取引関係等を的確に把握するため、金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握に努めることを重点事項とされていることは適切である。

また、部門ごとの業務の継続性を高めることや必要に応じて専門班を編成することにより、専門性の高い深度ある検査が実施されることを期待する。

さらに、貴職と当委員会及び監督部局等とが緊密な連携を維持することについては、実効性の高い検査を確保する観点から、当委員会としてもその必要性が高いと認識している。

### (3) 業態別の検査重点事項

本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合については、資産内容等の実態把握のため、速やかに検査を行うことが必要であり、移管後の監督に遺漏なきよう十分な実態把握を期待する。

また、証券会社については、貴職の証券会社の資産内容の健全性、自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性についての点検は、的確な資産内容の把握に努めつつ、財務の内容が法令の要請を満たしているかという客観的な観点から行われることが重要と考える。なお、証券会社等の検査に当たっては、受検者の負担軽減及び検査効率の向上の観点から、同時検査の拡充など貴職と当委員会との連携を心掛けることが肝要である。

### (4) 検査体制の整備

当委員会は、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の推進のため、検査・監督に携わる要員の充実等検査体制の整備が重要な課題であると認識しているところであるが、貴職におかれても、引き続き体制の整備に努力されたい。



## 第9章 自主規制機関の行う公正確保業務

### 第1 監視委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査を行うことになっており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば「車の両輪」としての役割を担っている（附属資料1 - 6参照）。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは、自主規制機関が法令・自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場にもある。自主規制機関は、仲介者等を会員としつつ、適切な行為規範を確立し、会員にその遵守を求めること等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものであり、今後、金融システム改革が進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となっており、その活動の一層の充実が期待されている。

監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っており、各自主規制機関の監査等に係る活動状況についてのヒアリングを行っている。各自主規制機関の平成12年4月から平成13年3月（以下「平成12年度」という）における活動状況は、それぞれ以下のとおりである。

## 第2 日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成12年度における活動状況は、以下のとおりである。

### 1 会員に対する監査の実施状況

#### (1) 主な監査項目

会員（注1）に対する監査は、会員の公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、会員の顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、会員の投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業のいわゆる「適合性の原則」（注2）の遵守状況について点検を行うこと、会員の顧客管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、内部管理体制の整備・強化の状況について点検を行うこと、外務員登録の対象となる外務員の範囲が拡大されたことに伴い、会員の外務員登録の状況について点検を行うことを重点事項としている。

（注1）協会員は、権利義務の違いにより次の2種類に区分される。

会 員	証券会社及び外国証券会社
特別会員	登録金融機関

（注2）「適合性の原則」とは、証券会社の投資勧誘は、投資者の投資判断に対して大きな影響を与えることから、投資者の実情に適合したものでなければならないという考え方であり、証券会社は、顧客の投資目的や財産状況等について、積極的に相当の調査をしなければならない（証取法第43条参照）。

## (2) 監査の実施状況

平成12年度は90社（国内証券会社70社、外国証券会社20社）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3 - 2の1の(1)を参照。

## (3) 監査結果の概要

平成12年度における監査の結果をみると、法令関係（主として法令で定められている事項に関連する協会規則等を含む）に関して、未登録者の外務行為、顧客分別金の信託不足、事故確認等一定の手続を経ないことなどにより生じた損失補てん、空売りの明示義務違反・価格規制違反等が多数把握されているほか、協会規則関係（主として協会規則等で定められているもの）に関して、社内規則の未制定、顧客との金銭・有価証券の貸借、仮名取引の受託等といった規則違反が認められた。

これら法令・規則違反のうち、特に改善を図る必要があると認められた会員54社（平成11年度38社）については、改善状況報告書の提出を求め、必要な改善指導を行っている。

## 2 特別会員に対する監査の実施状況

### (1) 監査の重点事項

特別会員に対する監査は、特別会員の登録等証券業務における公正な取引を確保する観点から、法令・諸規則の遵守状況について点検を行うこと、特別会員の投資勧誘の適正化を推進する観点から、リテール営業における「適合性の原則」の遵守状況について点検を行うこと、特別会員の顧客管理体制の充実・強化を推進する観点から、内部管理体制の整備状況について点検を行うことを監査の重点事項としている。

## (2) 監査の実施状況

特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会などの特別会員の組織する団体（6団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもって実施しており、平成12年度は71機関（銀行49、信用金庫10、保険会社11、短資会社1）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3-2の1の(2)を参照。

## (3) 監査結果の概要

監査の結果、未登録者の外務行為、照合通知書の交付方法の不備等が認められた。

# 3 売買審査の実施状況

## (1) 店頭売買有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭市場部は、店頭登録株式について、市場情報を自ら収集し、株価・出来高や協会員（会員、特別会員）の売買取引に係る関与状況の把握を行って、その内容に異常性を認めた銘柄のほか、法令違反の事実や、店頭登録会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄の売買内容を調査し、必要がある場合には、さらに詳細な審査を行っている。

売買審査の結果、必要があれば監査部による監査を要請するなど、関係各部門が相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

また、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した協会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じており、不適正な売買取引とは認められないものの、そ

の疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、協会員に対し注意を行っている。

なお、審査の実施状況については、附属資料3 - 2の2を参照。

#### (2) 取引所有価証券市場外における上場有価証券の売買管理

上場有価証券の取引所有価証券市場外売買に関し、売買価格の適合状況等についての適切な管理を行っている。

### 4 協会員に対する処分等の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、1億円以下の過怠金の賦課（平成10年2月から、重大な法令違反等の場合は上限5億円）、6か月以内の会員権の停止・制限又は除名の処分を行うことができる。

平成12年度に行った定款第25条に基づく処分は、過怠金の賦課が17件・総額1億3700万円となっている。

## 第3 証券取引所の活動状況

証券取引所の平成12年度における活動状況は、以下のとおりである。

### 1 会員及び特別参加者に対する検査の実施状況

#### (1) 主な検査項目

会員及び特別参加者（注）に対する検査（東京証券取引所においては考査。以下同じ）は、法令及び証券取引所の定める自主規制ルールの遵守状況等を検査項目として実施している。東京証券取引所においては、主に会員等の受託から決済に係る業務に関

する法令及び東証規則等の遵守状況について、より効率的で深みのある調査を実施し、違反行為に対しては厳格な措置を講ずること、投資者が会員の財務の健全性を見る上での基本的指標であり、ディスクロースもされている自己資本規制比率についての検証を考査の対象項目とすること、ルール違反の発生原因及び社内管理体制上の問題点等を的確に把握し、改善を求めるなど社内管理について適切な指導を行うこと、効率的な考査を行うべく、他の自主規制機関との調整を図ることを基本姿勢としている。

(注)「特別参加者」とは、会員以外の者で証券取引所に上場されている証券先物取引等に直接参加する資格を有する者をいう。

## (2) 検査の実施状況

平成12年度は、東京証券取引所においては45社（国内証券会社35社、外国証券会社10社）について、また、大阪証券取引所においては15社（国内証券会社）について検査を実施している。

## (3) 検査結果の概要

東京証券取引所及び大阪証券取引所の平成12年度における検査結果をみると、取引一任勘定取引の契約の締結、法定帳簿の記載不備等、顧客資産の一時使用、不適正な約定訂正処理、自己資本規制比率に関する不備、信用取引委託保証金に関する不備、新規上場銘柄の売買に関する規制措置違反、差金決済取引に類似した不適正取引、取引の信義則違反などが認められている。

なお、検査の結果、改善を図る必要があると認めた場合は、その会員又は特別参加者に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている（平成12年度は、東京証券取引所において11社

から改善報告書の提出を求めている)。

なお、検査の実施状況については、附属資料 3 - 5 の 1 を参照。

## 2 売買審査の実施状況

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄、株式部等から売買取引の状況に異常性があると連絡を受けた銘柄や、上場部から有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が生じたと連絡を受けた銘柄について調査・審査を行い、関係各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した会員及び特別参加者に対して、再発防止の観点から、処分を含め内容に応じた措置を講じている。また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期するよう注意を喚起している。

なお、審査の実施状況については、附属資料 3 - 5 の 2 を参照。

## 3 会員及び特別参加者に対する処分の概要

証券取引所は、会員又は特別参加者が法令又は定款等の諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第50条に定める事項に該当することとなったと認める場合は、その会員又は特別参加者を審問の上、1億円以下の過怠金の賦課(重大な法令違反等の場合は上限5億円)、戒告、市場における有価証券の売買等の停止・制限、6か月以内の会員権の停止又は除名(特別参加者の場合は取引資格の停止又は取消し)の処分を行うことができる。

また、会員又は特別参加者が法令により業務の停止又は登録の取

消しの行政処分を受けた場合には、定款第55条の規定により、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買等の停止・制限又は除名の処分を行う。

平成12年度に東京証券取引所が行った処分は、定款第50条の規定に基づく過怠金の賦課が11件・総額4400万円となっており、定款第55条の規定に基づく売買等の制限を課したものが5件となっている。また、大阪証券取引所においては、定款第50条の規定に基づく過怠金の賦課が4件・1600万円となっており、定款第55条の規定に基づく売買等の制限を課したものが7件となっている。

#### 第4 金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の平成12年度における会員に対する監査は、金融先物取引の受託管理の状況、証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目として実施している。

監査の結果をみると、法定帳簿及び事業報告書の記載不備、社内規程の不備のほか取引一任勘定取引とみられる事例等が認められており、これらについては是正を指導している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3 - 9を参照。

#### 第5 東京金融先物取引所の活動状況

東京金融先物取引所の平成12年度における会員に対する考査は、金融先物取引の受託管理の状況、社内管理体制の整備状況、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況を主な考査事項として実施している。

考査の結果をみると、社内システム等による取引の執行方法及び



事務処理に問題がある事例、過誤取引の事務処理が適正に行われていない事例、証拠金の分別管理の状況に問題がある事例等が認められており、これらについては是正を指導している。

なお、考査の実施状況については、附属資料 3 - 12を参照。

## おわりに ―― 投資者の皆様へ ――

監視委員会は、証券取引等が公正に行われるよう、発足以来、様々な活動を重ね実績を積んできたところです。

これまで紹介してきた活動状況は、監視委員会の個々の証券取引検査官、証券取引審査官や証券取引特別調査官の不断の努力の積み重ねであるとともに、関係各機関との緊密な連携や投資者の皆様のご理解と協力による成果であります。

監視委員会には、関係各機関から様々な情報が寄せられるとともに、個人投資家からもインターネット、電話、文書等を通じて貴重な情報や意見が数多く寄せられています。これらはそれぞれの内容に応じ、有効に活用させて頂いており、情報提供を頂いた方々に対し、重ねてお礼申し上げます。

監視委員会が行った検査の結果、勧告事例としてこれまで最も多いものに、「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」があります。この行為は、本公表の対象期間においても勧告事例の上位を占めています。この中には、証券会社の営業員からの働きかけによるもの、あるいは顧客の働きかけによるものがありますが、いずれにしましても、証取法において禁止されている行為です。

しかも、個人投資家が自らの責任で行うべき投資判断を営業員に任せた結果、多くの場合、大きな損失を被る等トラブルの原因となっているのが実情です。

したがって、皆様ご自身が投資判断をする際には、証券会社や金融機関の職員からのアドバイスを参考にされることは大いに結構なことですが、最終的な投資判断は自分自身で行ったうえで、投資を

して頂きたいと思います。

このように、個人投資家が自らの責任で投資判断を行うことが、ひいては、証券取引の公正性の確保につながるのです。

監視委員会の行う検査においては、証券会社に対する検査の必要上、個人投資家の皆様に対しても話をお伺いすることがあります。これは証取法に基づくものであり、公益及び投資者保護のために行っているという趣旨をご理解頂き、ご協力をお願いします。

今回本書において紹介した事例の中に、証券会社の幹部が、虚偽の証言を行うよう顧客に働きかけ、検査を忌避する行為があったとして行政処分の勧告を受けた事例がありますが、顧客側においても、証券会社のこのような不当な働きかけについては、十分な注意が必要です。

マーケットには、証取法をはじめとする様々なルールが定められています。証券会社や証券の発行体に課せられるルールのみならず、広く投資者に課せられるルールも定められています。このような様々な市場ルールが理解され適切に守られてこそ、マーケットに対する投資者の信頼が確保されるのです。

こうしたマーケットにおける公正性の確保に係る監視については、監視委員会のみならず、関係各機関、証券会社や投資者の皆様もその役割と責任を担って頂いていると考えています。

監視委員会は、投資者の皆様に必要な情報をできるだけ提供することとしており、この年次公表のほかにも、勧告の内容等について、適宜、記者発表やホームページ上で公表しておりますので、皆様の投資判断の参考にして頂きたいと思います。

最後に、不断に変化するマーケットの状況の中では、今後も新たな課題が生じるものと思われます。監視委員会としても、そうした様々な課題に対して、柔軟かつ機動的に対処したいと考えています。今後とも投資者の皆様への期待に添えるよう、的確かつ厳正な監視活動を行っていく所存ですので、関係各機関や投資者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、この「証券取引等監視委員会の活動状況」について皆様のご感想や監視委員会に対するご意見を頂ければ幸いです。

平成13年8月

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送： ☎100-8967 東京都千代田区霞が関 3-1-1  
証券取引等監視委員会事務局 総務検査課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 総括係 内線3024直通03-3581-9915

情報受付 情報処理係 内線3093直通03-3581-9909

F A X : 03-5251-2136

インターネット : <http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>